平成18年第2回京丹波町議会定例会(第3号)

平成18年6月26日(月)

開議 午前 9時00分

. 1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成17年度京丹波町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 4 議案第73号 簡水第3号 平成18年度和知簡易水道統合整備事業中央浄水場 除マンガン施設設置工事請負契約について
- 第 5 議案第74号 簡水第4号 平成18年度和知簡易水道統合整備事業 集中監視 システム工事請負契約について
- 第 6 議案第75号 簡水第5号 平成18年度和知簡易水道統合整備事業塩谷ポンプ 場・塩谷配水池築造工事請負契約について
- 第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)
- 第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第12 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理会委員の選任について
- 第13 議案第56号 京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定 について
- 第14 議案第57号 京丹波町国民保護協議会条例の制定について
- 第15 議案第58号 京丹波町長期継続契約に関する条例の制定について

- 第16 議案第59号 京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制 定について
- 第17 議案第60号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第18 議案第61号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第62号 京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第63号 船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審 査会に係る事務委託に関する協議について
- 第21 議案第64号 中型バス購入契約について
- 第22 議案第65号 小型バス購入契約について
- 第23 議案第66号 町有地の処分について
- 第24 議案第67号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算 (第1号)
- 第25 議案第68号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第69号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第27 議案第70号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第28 議案第71号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第29 議案第72号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第30 認定第 1号 平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第 2号 平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会歳入歳出決算の認定 について
- 第32 認定第 3号 平成17年度丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第 4号 平成17年度丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第 5号 平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第35 認定第 6号 平成17年度丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第36 認定第 7号 平成17年度丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第 8号 平成17年度丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38 認定第 9号 平成17年度丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 認定第10号 平成17年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第40 認定第11号 平成17年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第41 認定第12号 平成17年度瑞穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第42 認定第13号 平成17年度瑞穂町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第43 認定第14号 平成17年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第44 認定第15号 平成17年度瑞穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第45 認定第16号 平成17年度瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 第46 認定第17号 平成17年度瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業の認定について
- 第47 認定第18号 平成17年度瑞穂町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48 認定第19号 平成17年度瑞穂町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49 認定第20号 平成17年度瑞穂町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第50 認定第21号 平成17年度瑞穂町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51 認定第22号 平成17年度和知町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第52 認定第23号 平成17年度和知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

- 第53 認定第24号 平成17年度和知町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第54 認定第25号 平成17年度和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 第55 認定第26号 平成17年度和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第56 認定第27号 平成17年度和知町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第57 認定第28号 平成17年度和知町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第58 認定第29号 平成17年度和知町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第59 認定第30号 平成17年度和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第60 認定第31号 平成17年度和知町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第61 認定第32号 平成17年度和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第62 認定第33号 平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の認 定について
- 第63 認定第34号 平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第64 議員派遣
- 第65 閉会中の継続審査について
- 第66 閉会中の継続調査について
- 2議会に付議した案件

議事日程のとおり

- 3 出席議員(17名)
 - 1番 西山和樹君

- 2番室田隆一郎君3番東まさ子君4番片山孝良君
- 5番 横山 勲君
- 6番 坂 本 美智代 君
- 7番 今 西 孝 司 君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠 中 勉 君
- 10番 山田 均君
- 11番 藤田正夫君
- 12番 山内武夫君
- 13番 篠塚信太郎 君
- 14番 吉田 忍君
- 16番 野口 久 之 君
- 17番 野間和幸君
- 18番 岡本 勇君

4 欠席議員(1名)

総

務 課 長

企画情報課長

15番 山 西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町 長 原 茂樹 松 君 役 田 君 助 上 正 役 堀 郁太郎 君 助 長 本 之 教 育 Щ 和 君 参 事 寺 井 雄 行 君 渕 事 田 敬 治 君 \equiv 瑞穂支所長 田 君 森 和知支所長 片 Щ 長 男 君

谷

田

明

喜

君

君

俊

耕

端

税務課長 岩 田 恵 一 君 住 民 課 長 岩 崎 弘 君 保健福祉課長 野 間 広 和 君 子育て支援課長 朝 倉 富 雄君 地域医療課長 田 進 君 上 産業振興課長 Щ 田 進 君 土木建築課長 松村 康 弘 君 水道 課長 田 井 勲 君 会 計 課長 下伊豆 かおり 君 教育 次 長 長谷川 博 文 君 監查委員 人 見 亮 君

6 出席事務局職員(3名)

議会事務局長伊藤康彦書記西山民子書山内圭司

開議 午前9時00分

- ○議長(岡本 勇君) 開会前に、谷総務課長、岩田税務課長より配布分のことにつきまして 説明を申し上げます。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) おはようございます。

せんだっての決算の特別委員会で求められておりました私どもの関係でございますが、合併時の土地開発公社の先行取得用地の一覧ということで、旧町単位にどれだけの額があったかということでの資料を配布させていただきましたので、ご報告を申し上げておきたいと思います。合計で見ていただきますと合併時では、面積が1651, 762.43 平方メートル、借入総額は2263, 10158, 694 円となっているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

- ○議長(岡本 勇君)岩田税務課長。
- ○税務課長(岩田恵一君) 私も開会前に、今、総務課長が申し上げましたように、決算特別委員会におきます平成17年度丹波町一般会計の歳入歳出決算に基づきます資料の提出を求められましたので、お手元に配布のとおりでございまして、丹波町の決算におきます不納欠損額の内訳の一覧を配布させていただいております。それぞれの税に対する内訳を明らかにしたらよかったんですが、ちょっとアナログ管理ということで、ちょっと、いとまがございませんでして大変申しわけないんですけど、お手元の配布の資料のとおりでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) 失礼をいたします。特別委員会の方で山田議員さんのご質問にございました和知町におきます各地区の未接続者の使用料についてでございますけれども、配布をさせてもらっておりますように、本庄地区から7地区ございますけれども合計が62名の方が未接続ということになっております。

また、東議員さんのご質問でございましたように、決算書の事項別明細書465ページで、 歳出の水道整備費の委託料につきましてご解答ができておりませんで大変申しわけなかった んですけれども、これにつきましては新田配水池の用地取得に伴います土地鑑定評価業務の 委託でございまして、60万6, 900円を支払わさせていただいておるというところでご ざいます。

以上です。

○議長(岡本 勇君) 皆さんおはようございます。

連日の各委員会ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第 2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(岡本 勇君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番議員・畠中 勉君、10番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長(岡本 勇君) 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会、各特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、町長から報告1件、契約3件の追加提出議案があります。

また、本日までに受理した要望書をお手元に配布いたしました。

本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんご参集よろしくお願いいたします。

本日、山西 桂議員から入院治療のため欠席する旨の届けを受理しておりますので、ご報告申し上げます。

《日程第3、報告第1号 平成17年度京丹波町一般会計繰越明許費繰越計算書》

○議長(岡本 勇君) 日程第3、報告第 1号 平成17年度京丹波町一般会計繰越明許費 繰越計算書を議題といたします。

町長の報告を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) 皆さんおはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりましたが、開会以来、議員各位には、連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、報告第1号、平成17年度京丹波町一般会計繰越明許費 繰越計算書について、ご説明申し上げます。 地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきましたフォレスト・コミュニティ総合整備事業、道路新設改良事業及び中学校一般管理事業の未執行分、繰越総額2億5,887万5,000円であります。これらに充当いたします財源は、国庫支出金9,156万7,000円、地方債1億4,840万円、一般財源1,890万8,000円であります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長(岡本 勇君) 以上で報告を終わります。

《日程第4、議案第73号から日程第6、議案第75号について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、議案第73号、簡水第3号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業中央浄水場除マンガン施設設置工事請負契約についてから日程第6、議案第75号、簡水第5号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業塩谷ポンプ場・塩谷配水池築造工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) それでは、本日、追加提案をさせていただきました工事請負契約の締結、3議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

いずれも、平成13年度から実施してまいりました「和知簡易水道統合整備事業」の本年度計画事業について、さきに入札を執行し、仮契約が整いましたことから、地方自治法並びに本町条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第73号、簡水第3号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業中央浄水場除マンガン施設設置工事請負契約につきましては、理水化学株式会社 大阪支店と5,985万円で本契約を締結することをお願いしております。工事の概要につきましては、除マンガンろ過装置2基の設置、場内配管布設72.4メートル、場内舗装復旧工44.0平方メートル等を行うもので、工期は、平成18年11月29日までといたしております。

議案第74号、簡水第4号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業 集中監視システム 工事請負契約につきましては、桐田機工株式会社と7,434万円で本契約を締結すること をお願いしております。工事の概要につきましては、CRT (モニター) 監視装置1式、中 央浄水場監視盤1面、情報伝送装置5台、既設盤の移設等を行うもので、工期は、平成19 年3月14日までといたしております。

議案第75号、簡水第5号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業塩谷ポンプ場・塩谷配水池築造工事請負契約につきましては、株式会社河野建設と1億2,075万円で本契約を締結することをお願いしております。工事の概要につきましては、加圧ポンプ室1棟、加圧ポンプ2台、配水池築造、送水管950メートル、配水管545メートルの布設、消火栓設置3カ所等を行うもので、工期は、同じく平成19年3月14日までといたしております。以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(岡本 勇君) 補足説明を担当課長に求めます。田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) それでは、ただいま提案のありました補足説明をさせていただき たいというふうに思います。

議案第73号、和知簡易水道統合整備事業中央浄水場除マンガン施設設置工事でございます。これにつきましては、平成15年に中央の原水の井戸を掘削いたしました。パイが約4メートルで、掘削が約9メートルというようなところで掘削をしたわけでございますけれども、これにつきまして一部岩が露出をいたしまして、これを掘削したところ、マンガンが流出をいたしました。これにつきましては中央浄水場の完成に伴いまして、平成17年から供用開始をしたわけでございますけれども、取水と井戸の1年余り使用していない期間がございまして、この期間に岩の亀裂の間といいますか、マンガンが地下水と接触をすることで徐々に溶出しましてマンガンが出たというふうに考えておるわけでございますけれども、これにつきまして現在、マンガンの濃度といいますか0.006mg/L程度の値が求められておるわけなんですけれども、これにつきまして飲料水といたしましては水質基準から問題はないわけなんでございますけれども、管理なり計器、また管路に黒い色が付着をしまして、いろいろと支障を来しておるところでございまして、これを除去するために、この除マンガン塔を設置するものでございます。

除マンガン塔の基礎といたしましては、パイが1メートル60で高さ2メートル50、これを2基設置したいというふうに思っております。そのほか町長の方から細かい延長につきましては説明がございましたので割愛をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、議案第74号、同じく集中監視システム工事請負契約についてでございます。 これにつきましては資料の方に添付をさせてもらっておるわけなんですけれども、和知地区 のそれぞれの浄水場及びポンプ場等から下乙見に新しくつくりました中央浄水場の方へデータの方を転送し、それからまた畑川浄水場の方でCRT(モニター)によります監視を行うというようなことで、そちらの方に設置をしていきたいというふうに思っておるところでございます。なお、既に、もうこれまでに設置をしている分がございまして、それにつきましては上谷の浄水場なり広瀬の浄水場、また、坂原の配水池、安栖里配水池につきましては、それぞれ旧の中央なんですけれども和知小学校の上にあります浄水場により監視をしておる分でございますけれども、これにつきましては移設をしまして、今後監視を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、議案第75号、同じく塩谷のポンプ場・塩谷配水池の築造工事でございます。これにつきましては、塩谷、長瀬への配水に伴いまして、中央からの水が加圧をしてやらなければ長瀬の方へ行くことができませんので、塩谷地内におきまして加圧ポンプなり配水池を設置するものでございまして、加圧ポンプにつきましては、府道の綾部宮島線から少し塩谷側に入りましたところに加圧ポンプを設けまして、その後、町道の塩谷樫原線によりまして塩谷地内の高台になりますところに配水池を設ける予定をしております。

そのポンプ場と配水池を接続しますのがパイ50によりまして950メートル管で接続をしていきたいというふうに思いますし、配水池から塩谷、長瀬等へ配水をいたします管につきましては、パイ150を545メートルの接続を考えておるところでございます。ポンプにつきましては、4メートルの7メートルのポンプ塔を1塔設けまして、その後ろにも、詳細で説明をさせてもらっておるかと思いますけれどもポンプ室なりポンプ井を設けております。また、配水池につきましては、二つの池でワンセットというような池をつくっておりまして、その池によりまして各家庭への配水を考えておるところでございます。

以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。 〇議長(岡本 勇君) 以上、説明のとおりであります。

これより議案第73号、簡水第3号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業中央浄水場除マンガン施設設置工事請負契約について質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 提案になっております議案第73号でお尋ねしたいと思うんですが、 今説明が課長の方からございましたようにマンガンというのが出てきたということなんですが、平成15年に4メートル、深さ9メートルの掘削をしたということなんですが、今回提 案になっております契約金額がおよそ6,000万ということなんですが、そして当然、今 後維持管理をしていくわけですから維持経費も要るということになるんですが、一つは、あ そこの現地も見せていただいたんですが、非常にいろんな除去ができると、マクロ化でしたかね。ということをお聞きしたんですが、そのものではマンガンは除去できないのかということと、それから、いわゆる取水といいますか、そういう掘削をしたものを別に例えば掘ったとしたら、どれぐらいの金がかかるのかと。掘って岩が出て、そこからマンガンが出ておるということですので、どの程度、将来的な濃度が出るかという問題も、それはあるんですが、新たなそういう考え方というのはできないものなのか。どこを掘っても岩が出てマンガンが出るということなのか。ちょっとその点お尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいまのご質問なんですけれども、マクロ化によりまして原水の方は浄化をしておるわけなんですけれども、このろ過につきましては、マンガンを取り去ることはできないというふうにお聞きをしていまして、水中に溶解しているマンガンを塩素と混ぜることによって、マンガンを酸化させるというふうにお聞きしていまして、これを急速ろ過によりまして砂の中を通すことによって、この酸化したマンガンが除去できるというふうにお伺いをしておるところでございます。マクロ化につきましては、マンガンを除去することができないというふうなことでございます。

それから、その除去塔をつくる以外に水源を移設、今までやっていたのを撤去してしまって、また新しいところに設置をしたらどうかとか、その岩を、もう一度掘って岩の流出というか、マンガンが出ておりますところを何とかとめる方法はできないやろかというふうなことで考えたわけでございますけれども、やっぱり除マンガン塔を設置して、これを取り除く方法が一番簡易であって、また、後のランニングコスト等につきましても新設をするよりも、その方が安価に上がるというふうなことでございます。水源の移設をしますと、大方1億円余りの金がまたかかりますし、これまで進めております事業の進捗から言いましても、除マンガン塔を設置するのが一番適切であろうかというふうに考えておるところでございます。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) あわせてお尋ねをしたいんですが、この除マンガン施設というのは 耐用年数といいますか、どの程度なのかということと、維持管理というのは、これはどの程 度、年間必要なのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) 耐用年数ですけれども、中の砂なり薬剤等の交換で対応していけるというふうに思っておりますので、その施設本体自体の耐用年数というのは、一般的な4

○年とか50年とかいう耐用年数になるのではないかというふうに思っておりますけれども、 今的確な期限を持っておりませんので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

それから、維持管理費用でございますけれども、今も言いましたように、砂等の入れかえで何とか賄っていけるというふうなことでございまして、そのランニングコストといたしましては、すいませんけれども明確な金額までは持っておりませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

- ○議長(岡本 勇君) 7番、今西君。
- ○7番(今西孝司君) ちょっと今さらこんなことを言うてもあれなんやけど、そういう工事をするときには試掘をして調査をするというふうなことは、せえへんのかね。畑川ダムでもなんかボーリングをしたんやけれども、活断層が後から見つかるというような、そういうことになると調査をした調査会社の責任というか、そういうきちっと調査ができてないというようなこともあるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと参考までにお伺いをしておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) 平成15年度に、この井戸の掘削を行ったところでございますけれども、それまでにボーリング調査なり水質調査を実施しておりまして、その時点ではマンガンが出てくるというふうな水質調査にはなっておりませんでして、岩を掘削したことによって新たにそこへマンガンが差し込んだのだというふうなことを考えておるところでございます。調査につきましては、すべて施工前に行っておるところでございます。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、提案になっております 除マンガン施設、説明を聞かせていただいて必要ということは当然よくわかるんですけど、しかし、今もありましたように、いろんなこの施設をする以外の方法はないのかどうかということを当然検討されたと思うんですが、今の説明では移設したら1億円以上必要なんやと、耐用年数の関係では砂をかえるだけやということやったんですが、ほな、維持はどうやというたら、わかっとって資料の手持ちがないかどうかわかりませんけれども、やはり説明ではランニングコストも安くつくんだということやったんやから、やっぱりその辺きちっと精査をされて、これでいこうということでやられたと思うんでね。その辺、当然町長としての判断をされたと思うんですけれども、やはり一つのことをやる場合には、当然そういうことを判断されて決断をするということやと思うので、相当大きな金ですのでね。

確かに、今聞きましたら砂だけやということであれば、そう必要ないのかもしれませんが、 当然こういう施設というのはほかにもあると思うんです。他府県といいますかね。そういう ものも事例をしっかり、今いろんな情報もつかめるわけですから、つかんでしっかり、やっ ぱりその辺もはっきりさせてほしいと思うんですが、ちょっとその辺の町長の見解だけ伺っ ておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) ただいまご指摘をいただきましたように、この施設につきましての除マンガン施設でございますが、今も担当課長が申し上げましたように、いろんなこれまでの経緯と現状、これをどうしても取り除かなければならないという中での選択をいたしたところでございまして、そのあり方等については説明をしたわけでございますが、これに係る経費等につきましては、詳細な数字を現状持っていないというようでございますので、後ほど、このことについては報告をいたさせますので、ご理解を賜りたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。本日の会議におきましては、討論をお伺いいたします。その際、原案反対者まず最初、続いて賛成者、このような形で呼びかけをさせていただくのが本意でございますけれども、討論につきましては、まず最初に反対者、次、賛成者、このような形できょうは討論を行いたいと思いますので、あらかじめご了承お含みください。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

議案第73号、簡水第3号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業中央浄水場除マンガン施設設置工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、簡水第4号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業 集中監視システム工事請負契約について質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、担当課長にお尋ねをしたいと思うんですが、今説明もいただいたんですが、今回提案になっております工事概要というのがここに載っておるわけでござ

いますが、それぞれCRTの監視装置とか中央浄水場の監視盤とか既設盤の移設1式と、こうなっとるんですが、その中の情報伝達装置が5台ということになっておりますが、これは、どことどこに据えるということになるのか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいまのご質問でございますけれども、これにつきましては、 そこの構成図にございます今年度に実施をします塩谷配水池なり、昨年17年に設置をいた しました本庄の配水池、また、市場の配水池と市場のポンプ場に設置をしていくということ で5台ということになっております。ほかの上谷なり広瀬、また坂原なり安栖里につきまし ては移設ということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

議案第74号、簡水第4号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業 集中監視システム 工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、簡水第5号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業塩谷ポンプ場・塩谷配水池築造工事請負契約について質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっております塩谷ポンプ場なり配水池の築造工事ということになるんですが、この事業というのは和知の簡水の統合整備事業の一環としてやられとるんですが、現時点は当然、塩谷の地内についても水道施設があると思うんですが、いわゆるある施設の、これができますと不必要になると思うんですが、その処理というのはどういうようにされるのか。管理という面から言いましても、どういうふうになるのか、ちょっとそういうものがあるのかないのか、ちょっと私もそれもわかりませんけれども、あるとすればどういうような処置を

されるのか伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいまのご質問ですけれども、現在、塩谷と長瀬に浄水場を設けております。これのポンプ場なり配水池の設置によりまして両浄水場は今後不必要となります。しかし、これにつきましては建設当時に補助金の方をちょうだいしておりまして、これを取り壊すというわけにもいきませんので、今後使用はいたしませんけれども、管理の方はしていかなくてはというふうに考えておりますので、お願いをいたします。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

議案第75号、簡水第5号、平成18年度和知簡易水道統合整備事業塩谷ポンプ場・塩谷 配水池築造工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、京丹 波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回専決処分ということで税条例の改正ということになっているわけでございますが、一つは、この改正によって町民、納税者がどういうように影響を受けるのかと。定率減税の廃止とかそういうこともあったりして、非常に負担も増えてくるということになるんですが、そういう関係で財源確保としてどれぐらいできるのかということと、それから、どれぐらい町民の影響

が出てくるかという点、ひとつ伺っておきたいというふうに思います。

- ○議長(岡本 勇君)岩田税務課長。
- ○税務課長(岩田恵一君) 今回の改正に伴いまして、町民への影響はどうなるのかということでございますが、今回の税源移譲に伴います一部改正につきましては、国税であります所得税の減税と地方税であります個人住民税の増税というのを同時に行うことによりまして、納税者の税負担そのものは、増やしたり減らしたりしないというのが基本的な考え方でございます。個々の納税者の負担が極力変わらないような配慮をするということを前提としておりまして、所得税におきます税率設定や個人住民税における調整控除や住宅ローンの控除とか、そういったものの創設などを行うこととされておりまして、所得の多い少ないに関係なく、基本的には納税者の負担は変わらない措置が講じられておるというようなことの改正ということでございます。

それから、財源確保はどれくらいになるのかということでございますが、政府としては市町村に8,300億円の移譲をするのやというようなことでございます。一概にちょっと、そうしたら来年どのぐらい増えるのかということになるんですが、これは所得の申告を見てみないと実際にはわからないということになるわけでございますが、ちなみに本年の個人住民税の関係を基礎とした場合に算定をいたしますと、税率が10%になるというふうなことをしますと大体4,000万か、大体と言うとったらいかんのですけど、それぐらいは上がるのかなという思いはしております。

それから、この影響人数なんですけど、これも18年度をベースをにいたしますと、約1万人の方に影響が出ると。影響が出るというのは、住民税が増えるということでございます。その分、先ほど言いましたように、所得税は軽減されるということになるんですけれども、大体1万人ぐらいの方に影響はあろうかなというふうな思いをしています。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) もう一点は、固定資産税の関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、いわゆる地価が下落をしても、下がらないということになるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は担当課としての見解はどうなのか、伺っておきます。
- ○議長(岡本 勇君)岩田税務課長。
- ○税務課長(岩田恵一君) 固定資産税の関係でございますが、本年度は評価替えの実施によりまして、評価替えをいたしましたことによりまして、標準地の鑑定評価額が前年度といいますか、前回を大きく下回ったことによりまして、逆に課税標準額が大きく引き下げになっ

たということで、固定資産税は若干減額になるのかなということでございます。今回の改正は、納税者にわかりやすい簡素な制度に見直しを図るということでございまして、負担水準が低い宅地等については課税の公平の観点から、均衡化を一層促進する措置を講じるというようなことでの改正がされております。ご質問の地価、いわゆる評価額が下がれば、当然固定資産税は下がるんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております承認第1号、京丹波町税条例の一部を 改正する条例の制定の専決処分の承認について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、国の税制改正-庶民大増税に伴うものであり、「三位-体改革」の区切りの年度として、①約3兆円の税源移譲、②定率減税の廃止、③固定資産税の負担調整措置の強化などが行われたものであります。

町民税の定率減税については、2006年度に半減、2007年度に全廃されます。国会の審議では、全廃により年収500万円の4人家族3万5,000円の増税になることが明らかになりました。格差が広がる中で住民生活が大変厳しくなる、そういう中で大変な負担増になるわけであります。

また、個人町民税の税率は、現在の3段階から一律6%へとフラット化されることになります。税負担を増加させないため減額措置がとられましたが、税制については、経済的地位に応じた税負担を求める最も公平で平等な累進課税税率が基本であります。一律へとフラット化自体に問題があるわけであります。

さらに、土地の固定資産税については、負担調整措置が行われておりますが、この措置を「簡素化し均衡化を促進する」として、一層の負担増が行われます。毎年5%以上の連続した課税標準額の引き上げとなるわけであります。京丹波町では増額となる部分は少ないということでございますが、地価が下落をしても固定資産税が下がらないと、こういう事態を招くことにもなるわけであります。

そうした点、格差社会に苦しむ住民の暮らしの上に、さらに負担増につながるものとなっていることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第8、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、京丹 波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

- ○3番(東まさ子君) この件につきましては常任委員会でも十分ご説明をいただいたわけでありますが、この特例を受ける高齢者の方について、つけ加えてちょっと説明をお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 岩崎住民課長。
- ○住民課長(岩崎弘一君) ただいまの特例を受けられる方の影響ということでご説明申し上 げたらいいというふうに思うんですけれども、65歳については今年度、本算定時でござい ます。ですから、4月1日以降になります。その部分だけでよろしいでしょうか。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、ただいま提案されております承認第2号、京丹波町国民健 康保険税条例の一部改正する条例の専決処分について、反対の立場から討論を行います。

今回提案されている条例は、平成16年度税制改正で決定された公的年金等控除の20万円の縮小による国民健康保険税の大幅な負担増に対し、18年度と19年度の2年間について激減緩和の経過措置をとるものであります。

附則の4号から6号は、本町の国保税条例13条1項に定めている7割、5割、2割の法

定減額の判定の際に、これまで65歳以上の方は、公的年金等所得から特別控除として15万円が差し引かれておりました。今回、激変緩和経過措置として平成18年度は13万円を、19年度は7万円が加算されるものであります。また、7号から8号は、第3条1項の所得割の算定の際も公的年金等所得から18年度は13万円、19年度は7万円を控除する激変緩和措置であります。

ただし、これは2年限りの措置であります。今回の国保税条例の改正は、一人一人の収入が増えていないにもかかわらず、大幅な負担増と法定減額にも影響を与えることになります。 国も影響が大きいとして緩和措置をとらざるを得ないような負担増に賛成できないことを申 し上げて、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

《日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災 害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、京丹 波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) 担当課長にお伺いします。

委員会でも説明は受けましたが、今回の消防団員に対する補償の減額、今なかなか入団される方が少ない中で、引き下げ額は少額ではありますが、仕事を持ちながらの任務であり、補償をするのは当然であるように考えますが、その点の考えをお伺いいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 補償する額の引き下げはどうかということでございますが、これは上位法でございます損害補償の基準を定める政令が改正をされております。その改正の趣旨と申しますのは、近年の社会経済情勢に鑑みてということで改正されたということでござ

います。したがいまして、上位法に基づきまして本町の条例も改正させていただかざるを得ないということでご理解を賜りたいと思います。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) ただいま提案をされております承認第3号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の立場で討論をいたします。 今回の改正は、公務災害補償の基準額を引き下げるものであり、消防団員は仕事を持ちながらの任務であり、災害による補償は当然のものであります。

今回の引き下げ幅は少額ではありますが、危険な場所への出動を考えれば現状維持はもちろん、災害に応じた十分な保障はすべきであります。このことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより承認第4号を採決します。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度京丹波町一般会計補正

予算(第3号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成17年度京丹波町介 護保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) 歳出の4ページでありますが、居宅介護サービス給付費について、減額でありますが、お聞きいたします。

介護保険制度が変わりまして、いろいろと事業の内容も変わってきているわけでありますが、例えば車いすとか特殊ベッドなどの貸与をする、そういう事業がありますけれども、介護度1とか要支援の方などは、この法律の改正によって、ことしの10月からは、こういう貸与できなくなる、廃止になるというふうなこともお聞きしているのでありますが、そういうベッドとか車いすとか借りている方はたくさんおられるのでしょうか。また、そういう方たちは、今後どういうふうにされていくのか、具体的にそういう話ありましたら、お聞きをしておきたいと思いますが。

- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 介護保険によりますベッドの貸し出しについての数値につきましては現在持ち合わせておりませんが、要支援1、要支援2の方につきまして、ベッドのいわゆるレンタルという形がとれなくなっております。その方につきましては、社協の方で電動ベッド等を持っておりますので、そちらの方からの無料貸し出しという形で対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- 〇10番(山田 均君) 1点、3ページでお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回は雑入で4,240万2,000円というのを減額して、そして介護給付の繰入金ということでルール分ということで4,055万9,000円ということになっておるわけでございますが、この当初で4,240万2,000円というのを雑入で上げておったと。いわゆる

当初予算見ますと、それぞれ旧町ごとの歳計の剰余金収入ということで、それぞれ金額が上がっておって、そして、それ以外に雑入という部分があったわけでございますけれども、この考え方はどうであっとのかと。今回それぞれ確定したということで現年分がなっておるんですが、当然そうすると当初のときには雑入というような項目ではなしに、一定の形のものの科目の中に当然上がるべきものでなかったのかどうか、ちょっとその点伺っておきたいというのが1点。

今、東議員からございましたレンタルの関係なんですけれども、社協は確かにそれぞれ持っておるわけでございますけれども、今課長の方からありました、現在貸しておるベッド数との関係ですね。当然違いがあるんじゃないかと。十分今、介護保険の要支援1、2でレンタルされておった方、社協が無料貸付で貸与十分できるのかどうか、その点ちょっと、担当課としてはどういうふうに判断されておるのか。あわせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) まず、雑入の件ですけれども、専決予算説明におきまして、 一般会計繰入金の二重計上ということで説明をさせていただいておりましたけれども、国・ 府返還金及び給付、いわゆる還付金の二重計上であったことが判明しましたので、説明を訂 正させていただき、おわびを申し上げたいと思います。なお、剰余金につきましては入れる ところが雑入しか、いわゆる旧町関係の歳入歳出の差し引きでございましたので、雑入でし か受け入れるところがないということで、ご理解をいただきたいと思います。

そして、ベッドの借り上げについてでございますが、旧町関係で把握しておるところでは、 電動ベッドの貸し出しもありますし、通常のベッドもあるわけですが、電動ベッドにつきま しては、十分に備えつけてあるというようなことでは現在ございませんので、その辺も調査 をしてまいりたいと思うわけですが、要支援1、要支援2の方につきましては、ほとんどベッドの貸し出しはないものというふうに理解をしております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) ちょっと認識不足かもわかりませんが、ベッドの貸し出しで廃止になるのは、要介護1はもう関係ないんですかね。
- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 改正によりますと、要支援1、要支援2について貸し出しがなくなるということでございますので、要介護、介護状態につきましては貸し出しが残るということでございます。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 今の貸し出しの関係で、ちょっとお尋ねしておきたいんですが、要支援1、2では、ほとんどないという担当課の把握ということでしたが、当然調べればわかるわけでございますから、その方への徹底といいますか周知ですね。いわゆる介護保険ではレンタルできないということになったわけですから、その場合には社協より無償貸し出しが対応できるとかいう、そこまでちょっとよく徹底といいますか、関係者に周知をしていただくということが大事だと思うんですね。実際聞いてみますと、もうだめになるんだということもあるわけでございますから、実際どうしようかという話もあるわけでございますので、ぜひその点はちょっと担当課として、そこまで目配りできますか、きちっとやっていただくということが大事だというふうに思いますので、ひとつぜひ、その点についての考え方、伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 考え方といいますか、介護につきましては給付の計画を立てる段階で、それぞれの介護給付費という形で決定をするわけでございますので、その計画の中でいわゆる専門員さんから、そちらの方に連絡をさせていただくという形をとらせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより承認第5号を採決します。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度京丹波町介護保険事業 特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

《日程第12、同意第2号 京丹波町高原財産区管理会委員の選任について》

○議長(岡本 勇君) 日程第12、同意第2号、京丹波町高原財産区管理会委員の選任につ

いてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第2号、京丹波町高原財産区管理会委員の選任について、原案のとおり決することに 賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第13、議案第56号 京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制 定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第13、議案第56号、京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処 事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、提案理由にございますように、今回、国のいわゆる法律に基づいて、こういった条例を制定をして対策本部をつくるということになるわけでございますが、国民保護ということで、それぞれどういう緊急事態が起こった場合に国民の保護をするという、こういうことが本来の目的といいますか、なっているわけでございますが、実際にこれを見ておりますと、また、いろんなことを聞いておりますと、そういった災害の場合には市町村ということになっているわけでございますけれども、こういった今回の場合には、武力攻撃を受けるというような場合に、国がいわゆる一番指示をするということになって、それを受けてと、こういうことになるわけでございますけれども、非常にそういう面では、住民を保護するということが非常にやりづらいといいますか、そういうこともあるわけでございますけれども、具体的に、このいわゆる会議、本部を置いて進めていくというようになろうと思うんですけれども、具体的には、これ、どういうふうになっていくのか。ちょっとその点について、町長か担当課長かちょっとわかりませんが、伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問の件でございますが、具体的にこういう本部を 設置するとどうなるかということでございます。これは、議案の次の第57号ともかかわる わけでございますが、国民保護協議会において、まずは市町村の国民保護計画というものを 定めるわけでございまして、その計画に基づいて、この対策本部が一定の役割を果たすとい う大もとになるわけでございます。

次の議案にかかわる部分もありまして恐縮ではございますが、具体的に、そうしたら市町村は、この対策本部で何をするかということでございます。一つには、避難あるいは救援にかかわる平素からの備えを行うべきであるということでございますし、もし万が一、こういう事態が発生した場合は、住民に避難を呼びかける警報でございますとか誘導を行うということにされておりますし、あるいは安否情報、こういったものの収集でございますとか提供、それから保健衛生の確保、それからあと応急的な復旧、こういったものに市町村がこの本部を通じてかかわっていくということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 第57号との関係もあるということで説明をいただいたんですが、 この場合に、いわゆる災害ですね。そういうものもともに置けるということですので、この 国民保護という関係から言うと、そういうものも当然含まれておるのかどうか。武力攻撃と いうことがあくまでも中心なのか。その辺もちょっと伺っておきたいということ。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 基本的には武力攻撃でございまして、災害にかかわる部分は、ただいまも市町村防災計画を現在策定の準備を進めておりますが、そちらに基づいての災害対策本部ということでの対応になるということでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ちょっと町長にお尋ねしておきます。今ございましたように、これは国の法律に基づいてするということになっておるんですが、一番この京丹波町で考えられますのは災害というものが、これは、いつ起こるかわからないということでございますし、本来なら、そういうものをしっかり町民の防災、災害から守るというものを本来やるというのが基本だと思うんですが、この場合には、いつ来るかわからない武力攻撃の事態に対して、市町村がそういう協議会をつくって対応せえということになっておるわけでございますが、そういう面で、この予算も組んだりしてある面もあるんですが、やっぱり必要最小限にしていく、重きは自然災害とかそういう災害から町民を守るというのが一番基本だと思うので、

その辺の考え方をちょっと町長に一点伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) これは表現の中では万が一、それ以上の確率の部分であろうかという ふうに思いますが、しかし、こうしたことを想定しながら、国民あるいはまた町民の安全を 守る、このことは当然のことながらという思いをいたしておりますし、また、一般災害等に おきます部分は議員ご指摘のとおりでございますし、そのことには最大の留意を払いながら、 町として対処していく考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) ただいま提案をされました議案第56号、京丹波町国民保護対策本 部及び緊急対処事態対策本部条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

2003年6月に成立をいたしました武力攻撃事態法に基づき、2004年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律「国民保護法」が成立されました。 国民保護法は、日本有事の際に、地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援、 復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるもので、有事つまり武力攻撃事態等の際に、国民保護実施に移すための対策本部を地方自治体に設置する国民保護対策本部条例と、 この本部条例に基づく国民保護協議会を自治体に設置するための条例「国民保護協議会条例」などを制定し、国民保護計画づくりを進めるものであります。

大地震や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然なことであります。しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであります。政府は、有事と災害の国民保護救援計画の相違点は、災害は地方が主導するに対して、有事法制は国が主導すると説明しており、つまり有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍や自衛隊が主導するところにあります。

今回、太平洋戦争で国内で唯一地上戦闘を経験した沖縄県でも国民保護協議会条例案をめ ぐって議論が交わされ、県の文化環境部長は、「沖縄戦の経験を照らし合わせてみると、有 事の事態に国民を保護すると言うには、いかに困難であるか。沖縄県民は、歴史的な経験で 知っており、語り継がれている」と答弁されております。

仮に武力攻撃が発生した場合、侵害排除のための米軍や自衛隊の軍事行動が優先をされる

のか、それとも国民の避難や救援がされるのか、地方自治体が国民保護計画、避難計画をつくろうにも、米軍や自衛隊の軍事支援行動がどう展開されるのかなど、明確でないもとで国 民保護計画、避難計画をつくれといっても、架空の計画にならざるを得ません。

このような前提が明らかでない計画づくりを地方自治体に押しつけ、策定させようとするところに国民保護計画の問題点があることを指摘して、反対討論といたします。また、これに基づく国民保護協議会条例を設置することになっておりますが、当然認められるものではないことを申し上げておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 14番、吉田君。
- ○14番(吉田 忍君) 私は、この議会定例会に上程されました議案第56号、京丹波町国 民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成討論をいたします。

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律が平成16年6月に制定されました。我が国も、あの悲惨な戦争から既に60年が経過する中、再び有事の際、国民保護のための対策本部の組織や運営を定めるものであります。昭和20年、満州で生まれ、引き揚げを経験した私にとっては、こういうことは非常に残念なことであります。しかし、各都道府県においては既に平成17年度に策定されております。今まさに、北朝鮮の長距離弾道ミサイル・テポドン2号が発射されるのではと報道されております。

この条例の制定は法律に従うものであり、京丹波町の責務、また、このことを通じていま 一度日本の憲法、そして平和について、町民の皆さんに考えていただく機会でもあるととら え、京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、賛成討論と いたします。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ただいま上程になっております議案第56号、京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、私も反対の立場から一言申し上げておきたいと思います。

一つには、この武力攻撃事態というのは、政治的な努力で回避が可能なものであります。 戦争政策を第一にした政策でなく、平和外交による政治によってこそ回避できるものであり ます。日本国憲法第9条とも相反する武力攻撃事態という戦争を想定した今回のこういう条 例案には、反対をするものであります。皆さんのぜひ賛同をお願い申し上げまして、討論と いたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号、京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、 原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第57号 京丹波町国民保護協議会条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第14、議案第57号、京丹波町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) ちょっと1点お伺いいたします。

この協議会で保護の計画を策定されるわけでありますが、この決めたことは議会には承認をされるんでしょうか。それとも報告だけになるのか。その点をお伺いいたしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問の件でございますが、議会に報告するというふ うに、もとの国民保護法の条例に規定がございますので報告させていただきます。
- ○議長(岡本 勇君) 6番、坂本さん。
- ○6番(坂本美智代君) 今、報告のみということになりましたが、ということは、議会でチェックをするということはできないということになって、計画案は議会には審議をする、そういった場がなくなるということになるかと思いますが、そういったことに関しての議会の、住民の代表でもあります、そういった議会への報告のみということは大変不安というか、審議されるべきではないかと思いますが、その点はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いします。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 確かに、最終的にでき上がってから報告というようなことは当然 こちらの方も考えておりませんし、必要に応じて議会の方にもその計画段階、途中を含めま して報告をさせていただきたいと思っております。なお、この協議会の委員さんにつきまし ても一定、もとの法律に定めがあるわけでございますが、議会の議長さんとか議員さんも参 画をしていただけるような方向で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 私もお尋ねしておきたいと思うんですが、この協議会には委員20 人以内ということになっておるんですが、今、議会の代表とかというのもあったんですが、 具体的にはどういう方々を考えておられるのか、わかっておれば伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 提案をさせていただいたときの参考資料ということで、もとの法律を配布させていただいておりますが、そこの40条に協議会の組織ということで記載がございます。会長は市町村長をもって充てるということになっておるわけでございますが、あと、1号から8号までの委員さんを選任するということになっておりまして、一つは指定地方行政機関の職員、それから自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防団長、市町村の職員、指定公共機関または指定地方公共機関の役員、または職員、国民の保護のための措置に関し知識または経験を有する者ということになっておりますので、今後この法律に基づきまして委員さんを選任の検討をさせていただくということになろうかと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長に1点だけ伺っておきたいと思うんですが、今、総務課長の方から、この第40条のことであったんですが、あくまでも参考資料でございますので、市町村が判断をするということが基本だと思うんですね。その中で特に、自衛隊に所属する者というのがあるんですが、やっぱりここには相当いろんな意見も多いと。京都では多いようですが、全国では、そういう自衛隊に属する人を入れないというようなとこもあるようでございますので、そういう意見が多い、そういう部分についてはよく検討されて任命を、組織をされる、そのように考えるべきだというふうに思いますので、ちょっとその点、町長の見解だけ伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 今、総務課長が説明いたしましたように、自衛隊に所属する者という ふうにはなっておりますが、必ずしも委員に任命しなければならないものであるということ ではありませんので、しかしながら、その事態が起きたときに的確な指導、あるいはまた助 言をいただく、計画段階におきましても、そういうことは必要であるというふうに考えられることもありますので、そのことにつきましては慎重に検討をしてまいりたいというふうに 思っているところでございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号、京丹波町国民保護協議会条例の制定について、原案のとおり決することに 賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

10時45分より再開いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第15、議案第58号 京丹波町長期継続契約に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第15、議案第58号、京丹波町長期継続契約に関する条例の制 定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 提案になっております議案第58号でお尋ねしたいと思うんですが、 条例のいわゆる中身、第2条の3項で、単年度の契約では、継続的な業務の履行に障害を生 じるおそれがある契約ということがあるんですが、具体的にはどういう場合のことを示され ておるのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

それから、これをすることによって町としては、どんなプラス面があるのか、マイナス面がないのかどうか、お尋ねしておきたいというように思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 例えば、これは電算のプログラム、こういったものを業者に委託 している部分がございます。これはプログラムでございますので、例えば、その制度が変わ

ったりしますと、例を挙げますと税法が改正されたとか、あるいは、そういう部分でのプログラムの変更が生じるわけでございますが、プログラムの作成については専門的な知識を有しまして、そういった業者に委託をしておるわけでございますが、そのプログラムを変更する必要が生じた場合に継続的に、そういうプログラムの作成からかかわった業者でないと変更がしがたいという部分がございますので、そういう意味での定めをさせていただいたということでございます。

それから、どこにメリットがあるかということでございますが、これについては事務の簡素化を図らせていただきたいということでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 今、例を挙げて説明はいただいたんですが、いわゆるリース契約のようなものだと思うんですが、例えば不動産の賃貸といいますか、そういうものは入るのかどうかということと、それから、当然契約というものと、それから、これ当然予算といいますか、ついて回りますので、あくまでも予算の議会の議決を受けてやるということになろうと思うんですが、その辺との関係ですね。事務的な関係で言うと、今ありましたように長期的な契約を結んでおけば便利といいますか、事務が簡素化できるということでございましたけれども、実際上の関係でいくと、そういう予算との関係ではどのようになるのかと。不動産の関係、そういうものはないのかどうか。

今想定されておるのは、この条例ができれば、今、プログラム等のそういう税制改正の場合の、そういう委託の場合という例があったんですが、具体的にはどういうものとどういうものを現時点で、この条例に基づいてやろうというお考えなのか、伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) まず、不動産の関係でございますが、これにつきましては第4号で、町長が特に必要と認める契約ということで、そういったものも含めて行えるように配慮をさせていただいております。

それから、具体的にはどういう契約がということと予算の関係でございます。予算の関係については、長期間にわたる契約を行いますと、その分予算を拘束するわけでございまして、いわゆる予算の議決項目に債務負担行為の設定というものがあるわけでございます。したがいまして、その債務負担行為の設定をさせていただいての契約になろうかというふうに思っております。

それから、具体的にどういうものかといいますと、コピー機でございますとか印刷機、あ

るいはエレベーター、防犯上のセコム等のシステム、あるいはまた先ほど申し上げました電 算のプログラムの保守、こういったものが対象になろうかというふうに思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 今、具体的な提案といいますか説明をいただいたんですが、特に、この期間をどうするかという問題も非常に大きいと思うんですが、こういう時代でございますので、例えば、いろんな入札でも全く通常価格より非常に価格で入札したとかいう例もあるわけでございますけれども、当然いろんなものが変化していく中で、当然それに対する費用、また管理費というものも年々上下といいますか、するわけでございますので、その判断をどうするかというのが非常に難しいと。

債務負担行為でやりますと、やはりよい面と悪い面もあるわけでございまして、旧丹波では50億という債務負担行為で土地を買うというのもあるわけでございますけれども、そういう使い方の問題も含めて、議会でのそういうチェックの問題も非常に難しくなるという問題もありますし、そういう相手方との関係、それから相場といいますか、そういう費用の問題も出てくると思うんですけれども、そういう考え方は長期5年ということにすれば、もちろん事務的な問題があろうかと思いますけれども、実際上の問題から言うたら、その辺のことはどのように考えているかということは非常に大事やと思うんですが、やはり一つ一つ入札や見積もり入札をしながら、いろんな業者もできたり、また、なくなったりするわけでございますので、ひとつやっぱりそういう点では、町民のそういう血税をどう使うかということとの絡みもあるわけでございますので、その判断をどこでするかというのは非常に難しいなと思うんですが、その辺については、どういうようになるのかと。

全体の相場が下がったときどうなるかとか、機種もどんどん変わっていくわけでございますから、当然値段もどうなるかという問題もあるんですが、その辺はどういう判断をされるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思いますし、町長としてはどういうような見解を持っておられるのかということも、あわせてちょっと伺っておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 確かに、今、議員ご指摘の社会情勢いろいろ目まぐるしく変化をしていく中でどう、この長期にわたる契約を結んでいくかということになるわけでございますが、そうした中で期間、または相手方、その内容、それにかかわる情勢を的確に判断して、長期に契約を交わした方が有利なもののみをしていくべきだというふうに思っておりまして、今ご指摘のように不安定要素があるものは、この条例に基づいてやる必要はないのではないかというふうに思っております。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号、京丹波町長期継続契約に関する条例の制定について、原案のとおり決する ことに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第59号 京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第59号、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

- ○7番(今西孝司君) 事前の説明では、今のところ瑞穂町の2施設のみが今対象に上がっておるということでしたけれども、これから先、京丹波町の公の施設、例えば旧丹波町で言えば食彩の工房とか道の駅とかというような施設を順次指定管理者制度の方に移していかれるのかどうかということと、こうした大きな赤字を抱えている施設は、その受け手側がなかなか、積極的に受け入れる団体がないのではないかということもあります。そうした中で、そこそこ採算がとれる施設のみが指定管理者制度に移管されて、残ったものは大きな赤字を抱えている施設ばかりが町のところに残るのではないかということも懸念されますが、将来的にはどういうふうに考えておられるのか。すべての施設をそういう対象にして指定管理者制度を受け入れていくのか。そこのところをちょっとご説明いただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまのご質問でございますが、この条例を定めますと議員さんおっしゃるように、そういった公の施設については、この制度を活用することができることになるということでございます。今後の方向性どうのこうのということについては、十分

慎重に検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 一つは、今もお尋ねがあったんですが、委員会ではそういう説明があったのかと思いますが、この条例に基づく当面しておるいわゆる施設ですね。指定管理者としてやろうとしているのは、どことどこなのか。今、瑞穂の二つの施設ということがございましたけれども、その点をどことどこなのかお尋ねしておきたいというのが1点と、この条例に基づいて、いわゆる町が持っております施設、一応すべて対象になるということでございましたけれども、具体的には、するとすればということでございましたけれども、一つ一つの施設についてやっぱり判断をこれは求められておるということだと思うんですね。一定の期限で、この施設をどうするかというように決めていかんなんというふうに思うんですが、これは、どの時点で一定の、現時点で判断をするという設定で考えなのかというのを、まず一つお尋ねをしておきたいというように思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 現在、私の方で、この18年の9月2日が法律の最終施行という ことでございますので、それまでに指定管理者にするか直営にするかという判断をさせてい ただかなければならない施設は、グリーンランドみずほでございますし、委託はグリーンラ ンド瑞穂株式会社にさせていただいておるということでございます。それから、もう二つ、 瑞穂のマスターズ農園、それから同じくマスターズハウス、これが財団法人の瑞穂の農業公 社に委託をさせていただいておるということでございます。

それから、判断の基準といいますか時期的なものということでございますので、とりあえず今申し上げました施設については9月2日までに、どうするかということの判断をさせていただかねばなりません。これの手続については条例にあるとおりでございまして、公募をさせていただくか、あるいは単独指定ということで申請をしていただくかということになるわけでございますが、いずれにしましても、この意思決定は議会の議決をいただかんならんということになっておりますので、内容を十分また議会で精査をいていただくということになろうかと思っております。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 今、当面二つの施設ということの説明があったわけでございますけれども、一つは、ちょっと町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、これまでグリーンランドの場合には議会に決算の報告がされておりました。当然、町が出資しておるわけでございますから、そういう責任もあると思うんですが、指定管理者ということになりますと、当

然そこから離れていくわけでございます。しかし、これまでの町の支援をどうするかというのも当然出てくるわけでございますから、当然そういう点では一定の報告を、議会にやっぱりしていただくということは、これ当然だというふうに思うんですが。

もう一つは、大きな考え方としては、地方自治法のいわゆる第244、2の3項ですね。いわゆる公の施設の設置、管理及び廃止という中であるわけでございますけれども、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるもの、または公共団体、もしくは公共的団体に委託できるということになっておるんですが、それを町条例の第5条で候補者の選定の特例というもので、いわゆる施設の設置の目的を効果的に達成することができると認める団体を候補者として選定できるということになっていまして、ここで民間とかそういうものにもできるということになっておるわけでございますけれども、基本としては、その公の施設でございますから、あくまでも。これの施設の設置の目的とか利用の公平性とか、そういうものが民間業者であろうと、どうなろうと、しっかり守られるという、これが一番基本だと思うんですね。そこを一つは、町長としての考え方をはっきり、ちょっとお尋ねしておきたいというように思います。

それから、どうしてもこの指定管理者で民間ということになりますと当然、収支という問題が先行するわけでございますから、いろいろ住民が利用するものがいろいろ問題があるわけでございますから、そういう点では今も申し上げましたように、公の施設と利用の公平性というものをしっかり守らせていく、そこが選定の基準しっかりしていただくということが大事だということと、それから、こういう運営について、いわゆる選定をする委員会、そういうものもしっかりつくって業者とか住民代表とか、やっぱり専門家、また弁護士とか公認会計士なども、そういうものをしっかり入れて、選定する場合にもやっぱりしていくということが非常に大事だと思うんですが、その辺、それからまた報告の義務をしっかりさすというあたりも大事だというふうに思いますが、これは法的義務はないわけでございますけれども、町としてやるということが非常に大事だと思うので、その辺の考え方を一つ伺っておきたい。

それから、先ほど総務課長に聞いたんですが、町のいろんな対象となる施設ですね。何カ 所かというのはちょっと答弁がなかったんですが、相当あるわけでございますけれども、そ れを当面はこの9月、二つの施設ということになりますが、ほかの施設についてのその考え 方は、どの時点で一定判断を、いうたらこのままいくということなのか、改めてそういう公 社であれば公社で指定管理者としてやるということになるのか。その辺はどの時点を考えて おられるのか。いや、あくまでも二つだけの施設で、あとは、このままいくということなのか。 か。ちょっとその辺の基本的な考え方、伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほど、当面考えております9月2日最終に向けましての調整を行っていこうと考えておりますのは、グリーンランドみずほ並びに瑞穂マスターズでございますが、ご指摘のとおり、それぞれの施設の目的はあるわけでございますし、当然グリーンランドみずほにかかわります分については利用の公平性が担保されなければいけないというふうに思っておりまして、現状2,500万の補助金を出しながら運営をいただいておりまして、当然のことながら、これは本町がかかわっております第三セクターで運営をいただいておるわけでございますが、健全な経営も、あるいはまた、利用者の公平性を確保いただく運営を続けていただいておるというふうに思っておりますので、私の基本的な考え方としては、公募ではなしに単独の指定をするべきであるというふうに思っているところでございますし、また、瑞穂マスターズ等につきましても非常に現状、農業公社でお世話になっておるわけでございますが、他に受け皿としては、なかなか見つからないのではないかというふうに思っております。

他の施設等につきましても現状ではなかなか、それぞれの目的に沿った公的な施設ということで維持管理をそれぞれいたしておるわけでございますが、指定管理者制度にはなかなかなじまないのではないかというふうに思っておりますし、当分の間は現状の形で取り組まざるを得ないというふうに思っているところでございます。

委員の関係等につきましては、担当の方で考え方を述べさせます。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) 選定に当たっての委員会のご質問でございますが、これは条例の 第4条の第2項に、意見を述べるということでの選定委員会を設けるということにさせてい ただいておるところでございます。現時点での私どもの考え方としては、原則役場の管理職 による内部組織で立ち上げたいというふうに思っております。これまでの委託の内容等業務 に精通をしているという観点から、そういう考え方をさせていただきたいというふうに思っ ております。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) ただいま提案をされました議案第59号、京丹波町公の施設の指定 管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回出されております指定管理者制度は、国の三位一体改革の流れの中で官から民へというかけ声で公的事務事業を、営利企業を含む民間に移管するための一つの制度で、住民サービスの向上を図るとしながら、一方で管理経理の縮減として行政コストの切り下げを強く求めていることであります。

提案されましたこの条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき制定するものでありますが、条例の第5条の候補者の選定の特例で、町長は第2条、第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、施設の目的を効果的に達成することができると認める団体を候補者として選定することができるとしております。そのことにより住民の福祉の増進という公の施設の目的にふさわしい住民サービスの向上が困難になったり、公の施設で働く労働者の労働条件の切り下げが懸念されるなど、公的施設に対する自治体の責任の後退につながりかねないことを指摘いたしまして、討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第60号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第17、議案第60号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第61号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第18、議案第61号、京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償 金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号、京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第62号 京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第19、議案第62号、京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております条例の改正、第9条の部分でございまして、いわゆる 5,000平米を1万平米に改めるということでございまして、これまで事業の区域を実測で制限をしておったわけでございますけれども、それを結局 5,000平米を1万までということに、この条例ではなるというわけでございますけれども、このいわゆる引き上げによる効果といいますか、これは、どこに引き上げる目的や、その効果を求めておられるのかちょっとお尋ねを、これは担当課

長ですか、お尋ねしておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) 引き上げの理由でございますけれども、都市計画区域外の開発につきましては、従前は林地開発という、それしか開発に関する上位法令というのはなかったわけなんですけれども、都市計画区域外の無秩序な開発行為が見られました結果、都市計画区域外につきましては法第29条第2項によりまして、1~クタール以上超えるものについては府の許可が要るという形で整理が一定できておるところでございます。

ところが、それ以下につきましては、町の方の行政指導を行っていく必要があるということでございまして、現行の法令では5,000平米を超えないものということになっておりまして、5,000から1万平米の間の積極的な行政指導ができないという状況でございますので、今回改正をお願いするものでございます。また、関係法令といいましても、やはり開発に関する技術的基準でございまして、きっちりした面積要件は、取り決めは必要と考えております。また、開発の方につきましても今後、都市計画区域外でございます和知地域、瑞穂地域につきましても、地域に資するような開発行為も計画があろうかと思いますので、それもきちっと行政指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 面積を緩和をして行政指導ということでございました。当然これまでから行政指導は旧町時代もやられておったわけなんですが、行政指導でなかなかできないということから条例もできたと思うんですが、条例というのは許可を前提にしたものなんですね。だから、ここに上がっております条件をクリアすれば、これはもう当然許可というのは、許可が前提なんです。だから、私がお尋ねしておきたいのは、旧瑞穂町にあった条例やと思うんですが、環境保全に関する条例ということで目的と基本理念というのがあるんですね。ここでは、いわゆるこの条例では環境保全及び災害の防止を図るために必要な規制を行うと。将来の町民の健康で文化的な生活を確保するというのが目的であって、基本理念というのは、自然環境の保全は人間の健康で文化的な生活を確保できないということから、特に町民にとってかけがえのない森林をはじめ自然環境、水源の乏しい本町の水道水源の確保、必要不可欠であると。そのために環境保全と災害防止を図る施策を強力に推進することを基本理念とするということで、この条例の趣旨からすると、規制を前提にした条例だと思うんですね。

今の課長の話によると、1万まで引き上げるということは、これは開発を前提にしとるわ

けです。認めるということやからね。その点からいくと、この本来の環境保全の趣旨とは相反するんじゃないかと。当然それはあると思います、開発したいとか。しかし、これはそういう意味で規制をするのを前提にした条例やと思うんですね。今、された、1万に引き上げるためのそういう考え方とは、ちょっと相反するんじゃないかと思うんですけれども、この目的や基本理念から考えたら、どういうふうに考えて、担当課としてはおられるのか、お尋ねしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) ただいまのご質問でございますけれども、町の守備範囲といたしましては、上位法令がありますことから1~クタール以上につきましては京都府の方で開発なり受け付けてしまうということでございます。町の守備範囲といたしましては、それ未満でございますので、その未満について我々は、行政指導するために条例をその範囲ですね。きちっとやった上で行政指導に入りたいということでございます。

それと理念自体は何も変えておりませんでして、そこに1項でございますけれども、1番から13番までのことは、また守っていきたいと思いますし、また、条例施行規則でございますけれども、ここに開発事業の添付書類ということで位置図からその他の書類まで、いろいろ地元の皆さんのご意見、あるいは協定書を出していただくことになっておりますので、この辺のことは守っていきながら行政指導をして、適切な開発指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ちょっと町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、これまで旧丹波の場合は土地計画区域ですので、当然その範囲の指導ということであるんですが、今もあったように、旧瑞穂、和知については林地というものしかないということで、非常に当時いろんな業者が出てきて、住民との話の中で当然こういう時代でございますから、一定の金額で買うてもらえるということになれば割合簡単に応じたり、また、いろんな業者が介在するというようなこともあって、非常にそういう残土や建設廃材などが持ち込まれたと。そういう中で本当に水源に近いところにも、そういう事態がございました。そういう中からこの条例は生まれたものでございまして、一定のものは規制をしようということできたわけでございますから、当然そういうどうしても、その地域で5,000を超えるものをやりたいという場合には、これは当然話の中で町長が認めたものという、そういうのは当然あるわけでございます。

そういう今もありましたけれども許可基準、これをクリアすれば、これ認めるのが前提になります。当然それは開発を許可するということが前提でございますので、いろいろ協定とかそういう問題もありましたけれども、実際以上の問題からすれば、やっぱり専門家といいますか、そういう立場である行政機関がしっかりそこで受けとめてもらわなければ、実際、町民一人一人をとれば非常に弱いものでございます。いろんな業者とのトラブルも含めてあるわけでございますから、そういう中でこの基準に基づいてクリアしているから認めるということになりかねんわけでございます。やはりこの均衡ある京丹波町、そして特に旧瑞穂、和知については、そういう地域でございます。過疎地域であったわけでございますけれども、その地域では本当に、そういう一定の制限をしながら開発といいますか地域づくりをしていくと、そういう立場で来たわけでございますから、そういうこの環境保全条例の趣旨からすれば、当然それを踏襲していくべきだと。旧丹波は都市計画で1万までは、当然それに基づく指導もできるわけでございますから、その辺の考え方というのは当然あっていいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の見解だけ何っておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 先ほど課長が説明いたしましたとおり、今日までそれぞれ都市計画区域外で対応されてまいりました旧瑞穂、和知等については、今、議員ご指摘のとおり、今、環境保全を主とした中で、5,000平米以下についてはということで定められてきたものというふうに思っておりますし、これからの5,000から1万までの範囲をどうするかという部分について、今、条例で定めながら、ご指摘のとおり、これは当然、その開発される中身等は十分行政としても、また、周辺の住民の皆さん方の意向も拝しながら、そのことに当たっていかなければならんというふうに思っているところでございますし、これからの私たちの、この京丹波町のそれぞれの場所でしっかり環境保全が守られて、また一方で、本当に私たち町民が求める開発は当然、これまた規制ばかりをするだけでなしに町民の福祉向上のために、このことも正面から真剣に受けとめて対処していくのが望まれているというふうに思っておるところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております議案第62号、京丹波町環境保全等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案された改正の内容は、条例第9条の許可の基準の中の2項、事業の区域が実測面積で5,000平方メートルを超えないものを1万平方メートルに変更するものですが、ここには大きな問題が含んでいると思います。一つには、なぜ面積を5,000から1万に変更することが必要なのかということであります。説明では、5,000までに規制をしているため、5,000以上1万までの間の行政指導ができない、こういうことでありますが、環境保全条例はなぜ制定をされたのか、新町の京丹波町に引き継がれたのかを考えていただきたいと思います。

この条例は旧瑞穂町で制定をされておりまして、新町に引き継がれたものでありますが、この条例の適用を主に都市計画区域外の旧瑞穂、旧和知が主に対象になるわけであります。この条例の目的や基本理念が定めてあります。ここには、開発事業等について環境の保全及び災害の防止を図るため必要な規制を行うことにより、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することを目的にするとして、基本理念では、自然環境の保全は人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであること。これにかんがみ、特に町民にとってかけがえのない森林をはじめとする自然環境、水源の乏しい本町の水道水源の確保、必要不可欠であると。そのため環境の保全、災害の防止を図る施策を強力に推進することを基本理念とする。こうしてこの条例は、環境保全のために規模の大きな開発等を規制することを目的につくられたものであります。

この立場から考えても面積の規制を緩和し、開発を進めることは、この条例の目的や基本理念に反することになります。面積を緩和しても条例に基づいて規制を行うから問題はないと、こう言われますが、条例は、許可をすることが前提であります。許可基準をクリアすれば、事業はいつでもできるわけであります。これまでの事例を考えれば、一たん許可をし、開発が始まれば、それを中止し現状復帰させることは至難のわざであること。被害を受けるのは地元の住民であること。もっと深刻に町民の立場で受けとめていくべきであります。

条例改正で面積の緩和を喜ぶのは町民ではなく、開発を求める一部の業者であること。また、この条例の面積緩和は、合併の町民の期待を大きく裏切ること。開発志向のまちづくりは、町民が求めているものではありません。必要な場合には当然町長の認める範囲ということになっているわけでありますから、やはりまちづくりの上で、しっかり規制をしながら、まちづくりを進めていくということが基本だという点を指摘して、反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 17番、野間君。
- ○17番(野間和幸君) それでは、京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条 例の制定に賛成する立場から討論を行いたいと思います。

先ほどの反対討論でも申し述べておられましたが、現行の条例は、瑞穂で定められておりましたものをもとにして、都市計画区域外の開発等の行為を5,000平方メートルに限定していたものでありますが、1~クタールまでの開発の行為に対しても不正な行為を見逃さず、さらに、不正な行為につながる行為も見逃さない適切な行政的指導を行った上で厳正に審査して、その適否を判断することが適切であります。また、1~クタールを超える開発行為については、都市計画法に基づき、京都府の認可も必要となることから、府の指導助言を受けながら、優良な開発行為については、これを認めていくことが遊休地の有効活用を含めた町の均衡ある活性、さらには、発展につながるものと思われます。しかし、今日まで京丹波町が守ってきました豊かな自然と農村の生活環境が守られることが京丹波町にとって最も大切な前提条件であることを申し添えまして、本条例の改正案に対する賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号、京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第63号 船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定 審査会に係る事務委託に関する協議について》

○議長(岡本 勇君) 日程第20、議案第63号、船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者 介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

- ○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、具体的に業務を 委託するということになるわけですので、その費用というのはどういう基準になるのかどう か。また、対象となる方は、現時点では何人ぐらいがなるのか。あわせてお尋ねしておきま す。
- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) まず、対象者についてでございますけれども、6月1日現在

では26名というふうに思っておりますが、最終的には40名になる見込みだというふうに 思っております。あと、積算の基礎でございますけれども、認定審査会の運営費用といたし まして、委員の方の報酬の旅費、そして審査会の開催費用、事務局職員の人件費という形で 算出をしておりまして、委員数が10名で構成をさせていただいて、5人一組の二つの合議 体という形でさせていただくと。そして、1回の審査会については、1件当たりの委託料と いう形では3万1,018円ということで予定をしております。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) もう一点お尋ねしておきたいと思うんですが、委託をするということでございますから、審査会とのかかわりという問題ではどうかと思うんですが、今説明がありましたように26人、最終的に40人という方が対象となるということでございましたので、審査会の委員の中に、例えば京丹波の関係する方も入るようなことになるのかどうか。全くそういうことは別の問題として、南丹市が指名をされるということでございますので、そういうことなのか。一定そういう状況や実態がわかった人も必要ではないかと思うんですが、その辺の考え方だけ伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 野間保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(野間広和君) 具体的には、京丹波町の委員さんはございません。なお、障害の関係につきましては、京丹波町内に専門職という形ではおられないということですので、 それぞれの知的障害、精神障害の方の相談員、並びに病院でお世話いただくということになっております。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号、船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第64号 中型バス購入契約について》

○議長(岡本 勇君) 日程第21、議案第64号、中型バス購入契約についてを議題といた します。

これより質疑を行います。

- 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ちょっと担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、提案になっておりますバス購入でございますが、いわゆる概要では、それぞれ装備とか車体のデザインというようなことが書いてあるんですが、せめてどういうものだというぐらいのものが今のこんな時代でございますので、ちょっと車がわかるようなものを示すとか、3,000万以上のものを買うわけでございますから、ちょっとその字だけでは、どういう車やというイメージが私はわからないので、ちょっとどういうものなのか。白地に青色の横断線と、こうなっておるんですが、それも1本なのか2本なのかということもあるわけでございますし、イメージをつくるわけでございますから、非常にそういう面では、また大事かと思うんですが、ちょっと車自体がどういうものなのかどうか。ちょっとわかるものがないのかどうか。写真とかですね。そういうもののコピーとか、旧町の時代は、そういうのをよう見せてもらいよったんですけど、せめてそういうものがないのかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。
- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。
- ○企画情報課長(田端耕喜君) ただいま山田議員さんからのご質問でございますが、詳しくカタログ等をつけさせていただいたら、よりわかりやすかったかもわかりませんけれども、まず、車体のデザインでございますが、こちらにつきましては白色地に青色の横断線というふうに書かせていただいておりますが、私ども現在考えておりますのは、旧和知でございますが、和知の事業所区域で走っております町営バスでございます。こちらにつきまして全体的な、現在保有しております路線バス、いわゆる町営バスでございますが、こちらの年式が平均して新しいということでございまして、今後更新をしていくのに一番最後になってくる車両というのが、和知の事業所にある車ということになっておりますし、保有台数も多いというようなことでございまして、現在の和知の町営バスの着色の方でさせていただきたいということでございます。

なお、車の概要等につきましては、お示しをさせていただいたらよかったわけでございますが、一般的な9メートルのワンステップ型のバスということになっておりまして、標準仕様といたしまして今回導入いたしますものは、乗車時におきまして現在のステップ高が5センチ下降する、いわゆる油圧によりましてニーリングと申しますが、こちらで5センチ下降をさせておいて乗車をしやすくする。それから、当然、寒冷地でございますので、降雪地帯も走らせていただくわけでございます。その場合には、逆に5センチ車高を上げて走行することも可能でございます。下げても上げさせていただきましても、いずれにしても時速20キロメートル以内ということになっておりますので、上げさせていただいて20キロ以上走行できるということは、路面状態が非常に降雪の状態も安定するというようなことになりますので、そのときには自動的にもとの高さに下がらせていただいての運行というようなことで、そういう装備も一緒に考えさせていただきながら、導入をさせていただく計画でございます。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長に1点お尋ねしておきたいと思うんですが、今のバスのいわゆるどういうカラーといいますか、するかということで今担当課では、一番保有台数が多い和知のものを基準にしたということなんですが、京丹波町として新しくスタートしたんですので、例えば、そういうデザインを募集といいますか公募するとか、京丹波町として打ち出していくような、そういうものを車に描くとか、そういうふうなものもよく他府県ではやっておるわけでございますけれども、そういうようなまちづくりの上で、そのバスを運行する、位置づけていく、そういうようなことの検討というのはされたのかどうか。ちょっとその点伺っておきます。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 経費もかかることでございますし、特色あるというのもわかるわけで ございますが、今も説明をいたしたとおり、最終の更新になるものに合わせながら、現在3 台の購入を予定いたしておるわけでございますが、それに合わさせていただいたということ でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) それからもう一点伺っておきます。

バスだけという問題ではないんですが、例えば一定限定して町内の業者ですね。そういう ものを、広告を車の中に掲げて広告料をもらうとか、そういう取り組みをやっておるとこも あるんですが、そういう一つの考え方というのは、今回のバス導入に際して検討されたのか。 また、一つの方法として、またそういうことも検討すべきではないかと思うんですが、ちょっと考え方はどうなのか。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 議員もご承知いただいておりますように、この町営バスはスクールバスとしても活用をいたしておりまして、乗車人員の7割近くをそうした形で今利用しておるところでございまして、いわゆるコマーシャルの部分も一つの財源として考える余地はあろうかと思いますが、内容等につきましては、そうした子供たちが乗るということもありまして、そうしたことに影響がない範囲で考えるべきだというふうに思っておりますし、現状では、まだ具体的にそのことに取り組んではおりませんけれども、将来的には、そうした子供たちへの影響も含めて適切な判断をした上で決めていきたいというふうに思っておるところでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 17番、野間君。
- ○17番(野間和幸君) 1点のみ、お尋ねをしたいというふうに思います。

提案のときに説明の中で、15年経過し、50万キロを超えており、下回りが腐食しておるというような説明があったわけですけれども、今回のこの購入契約が一定今後の、京丹波町のバス更新のあらかたの条件になってくるのではないかなあというふうに思うわけですけれども、その点についての今後の考え方をお尋ねしておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。
- ○企画情報課長(田端耕喜君) 今回ご提案させていただいております購入の車種等につきましては、当然どなたにも安心して、特に交通弱者の方々にご利用をいただきやすい車種のものを購入させていただくということで、計画を上げさせていただいております。なお、同じ低床車両ではございますが、ノンステップという形になってまいりますと非常に購入価格も、もとの価格が非常に高いというようなこともございまして、その辺の判断もさせていただく中で、低床型で一番安価な形というようなことになっておりますワンステップの車を導入させていただくというような計画を定めさせていただいたようなところでございます。

なお、現在走っております車そのものにつきまして先ほどご質問ございましたが、やはり 非常に走行距離と申しますよりも、下回りのシャーシ部分の腐食の方が相当進んでおりまし て、このままでは安全運行に支障を来すというような形で判断をさせていただき、今回、同 じような条件になっております3台を更新させていただくということで計上をさせていただ いたものでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 17番、野間君。
- ○17番(野間和幸君) 今、下回りの腐食が大きな要因であったと、そういうふうに受けと められるようなご答弁やったというふうに思うわけですけれども、そうしますと年数とか走 行距離というのは余り問題視をせずに、今後の車の状況判断で更新していくというふうにと らえてよいのかどうか、その点について再度お尋ねをいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。
- ○企画情報課長(田端耕喜君) 先ほどもお答えさせていただきましたように、実際、今運行させていただいております車につきまして、今回更新をさせていただきます平成3年式よりも古い車も実は運行をさせていただいております。平成2年式でございますが、こちらにつきましては、下回りもまだしっかりしておりまして、走行距離は三十五、六万キロというところでございますが、同じように年数は経過いたしておりますけれども、安心してまだ走行可能というふうに、運行管理者としては判断させていただいておりまして、当面まだ少しの間使わせていただきたいというような考えでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 8番、小田君。
- ○8番(小田耕治君) 1点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

この議案第64号に上がっております中型バスにつきましては、排出ガス規制適合車ということで、平成15年の排出ガス規制の適合車になっておりまして、議案第65号、小型バスにつきましては、17年の排ガス規制適合車ということで、今非常に都市部では排ガス規制が厳しくなっておりまして、かなり制限を加えている都市部があるわけでございますが、この15年排ガス規制と17年の排ガス規制の違いと、なぜこの中型だけが15年排ガス規制適合車となったのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。
- ○企画情報課長(田端耕喜君) 今のお尋ねでございますが、平成17年の排ガス規制につきましては、小型の部分についての規制値が改正されたものでございまして、そちらにつきましては、ちょうど今回、第65号の方で計画をさせていただいております日野製の車でございますが、こちらがちょうどフルモデルチェンジを行いまして、その最も新しい型のものを今回導入させていただくということで、そちらの方の規制値の方をクリアするようになっております。なお、中型バスにつきましては、現在この中型という区分でございまして、9メートル未満ということになっておりまして、こちらの方の規制値が最も今、この中では新しい規制ということになっておりますので、最新の規制のものをクリアしているということで

ございます。

ただ、今お尋ねの規制値の関係で、どこがどうであるかということでございますが、私の方で現在、資料として手持ちの中で持たせていただいておるものにつきましては、新しく次の第65号の方でございますが、クリアしているところがございまして、認定レベルそのもので、これは17年の方の規制値でございますが、そちらにつきましてはNOx、あるいはまたCOの関係等々で、現在、新長期の排出ガス規制では、今のところ世界一厳しい基準というふうなことで聞かせていただいておりまして、それをクリアするものということで書かせていただいております。なお、15年の数値につきましては、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、ご容赦賜りたいと思います。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号、中型バス購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を 願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第65号 小型バス購入契約について》

○議長(岡本 勇君) 日程第22、議案第65号、小型バス購入契約についてを議題といた します。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号、小型バス購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を 願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分からといたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 2時10分

○議長(岡本 勇君) 始まります前に、野間保健福祉課長から先ほどの答弁についての訂正 の申し出がございました。ついては、よろしくお願いいたします。

野間保健福祉課長。

○保健福祉課長(野間広和君) 先ほど東議員さんから福祉用具の貸与の対象者について解答 が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

福祉用具の貸与の対象外となりましたのが、要支援1、2と要介護1ということでございます。なお、要介護1のみ、それぞれの福祉用具の貸与につきまして特例がかかっております。例えば、特殊寝台につきましては、日常的に起き上がりが困難な者、もしくは日常的に寝返りが困難な者につきましては、福祉用具の貸与が認められております。既に福祉用具をご利用の方につきましては、経過措置といたしまして9月30日までは引き続きご利用になれるということでございます。よろしくお願いいたします。

《日程第23、議案第66号 町有地の処分について》

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第66号、町有地の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

5番、横山君。

○5番(横山 勲君) ただいま上程をされました議案第66号の町有地処分につきまして、 二、三点についてお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

町有地処分の不可動資産につきましては処分をし、身軽になっていくことについては私も基本的には賛成をするものでございます。しかしながら、今回の処分地の地を考えますときに、いろいろ思い、あるいはまた、めぐらせる部分があったわけでございます。承りますと、既に、曽根地域あるいはまた院内地域の皆さんとは一定の協議をいただいたということでございますので、ひとつこれらの協議に基づきまして適切なる対応を町部局に求めるものでございます。

しかしながら、片一方ではまた、あれらのクリの植栽につきましては、私自身も当時その植栽に参加をさせていただいております。ご存じのとおり、それぞれ集落別に立札をつけて、このクリは集落のどこがやったんだ、植えたんだ、ということで私自身もクリのなることを毎日楽しみにいたしておるところでございます。そんなふうなことで地域はもとより、それら格別お世話になりましたそれぞれの区長様に対しましても一定報告なり、あるいはまた連絡等をお願いを申し上げたいというふうに思います。これが第1点でございます。

次に、町長は、定例会の提案説明理由書の中で、希望者より自らが丹波栗の世話、振興を行いたい旨の希望があった。そして、購入者の人柄についても称賛をされておりますが、あくまでも木村木材様、谷様でございますが、民間人でございます。これら民間会社が時によりますと、こうした厳しい時代でございますが、将来にわたりクリ園として残していただけるのか、このことも不安でございます。そんなことにつきまして、その後について何か、残していただけるのか云々のことについて約束といいますか、そんなことを確認をいただいておりますならばありがたいわけでございますが、状況をお願い申し上げたいというふうに思います。

とあわせまして売却価格でございます。提案をされております内容によりますと、1億6,600万ということで契約がこれからなされようとして、議案として提案をされとるわけでございますが、面積が5万6,580平米ということになりますと、平米あたり2,933円でございます。確かに購入価格につきましては1億1,100万、それから、後でいろいろ購入されました農業機械その他もろもろを含めまして、1億6,600万円で売却をいただきますと、その購入価格等からしますと2,000万余りのプラス益になるようには考えておりますが、果たして、それらの価格につきまして、ましてや今回随意契約となっております。競売でないだけに町民の思いもいろいろあるのではなかろうかなあと、こんなふうなことを思うところでございまして、少し調べてまいりますと、このクリ園と同じような場所で土地の取引があったやの話もお聞かせをいただいております。また、その地域の固定資産税の評価額も確認をいたしますと、もう少し高い単価で取引がされておるやに聞いております。これらの契約につきましても、不動産鑑定等も入れられた状況の中でされたのか含めて、あわせて2点お尋ねをいたしておきます。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 本件の町有地の処分について、ただいま議員ご指摘をいただきました。 特に、地元協議等についてでございます。このことにつきましては、今もお触れをいただき

ましたように20日、24日と、それぞれご要請のあった区に行かせていただきまして、一定考え方を申し上げさせていただきましたり、また、それぞれの地区の役員の皆さん方からの要望も承ったところでございます。そうした中で今後、町として対応せざるを得ない事柄もございましたし、また、地域として今後考え方をおまとめになって、新たな対応を考えていただく中で町としてどうかかわりながら、また、協力をしながら、そのことを実現させていくかという課題も残ったわけでございますが、いずれにいたしましても、そうした面では今後も十分地元の皆さん方との話し合いを進める中で、それぞれの課題解決に向けて取り組んでまいる所存でございます。

また、このクリ園造成時に900本の苗を植栽いたしたわけでございますが、当時それぞれ旧丹波の各区から122名の方にご参加をいただいて、植栽をしていただいたわけでございます。そうした中で一定その当時の思いとしてはオーナー制度あるいはまた、それぞれの区で一定の面積を管理していただく、こういう思いもあったようでございますが、以後そうした具体的な状況には至らずに、管理等につきましても町職員、あるいはまた他に依頼をしながら施肥あるいは草刈り、その他の作業等々、昨年ぐらいからは収穫もお頼みをして進めてきたところでございます。しかし、今ご指摘のように当町として丹波栗の復興、あるいは振興をということで取り組んだ中で、一定町民の皆さん方にもご協力をいただきながら、森林公園とスタートした場所でございますし、思い入れもあったかと存じます。こうしたことについての説明等々、あるいはまた理解を求めるための部分につきましては、区長会等を通じながら、そうしたことについてもご理解を求めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、いわゆる民間に売買をしようといたしておるわけでございますが、現況のこうした 混沌とした経済状況の中でございます。どこが大丈夫で、どこが不十分かということは、す ぐさま今判断ができるということにはないわけでございますが、現状、これまでのいろんな 町とのかかわり、また、展開をされております内容等をご拝察いたしますところ、健全な会 社経営がなされておるのではないかというふうに思っておりますし、ここを丹波栗の産地と して、あるいはまた、その振興に活用させていただいて、ここの場所のみならず他も求めら れて、本格的な丹波栗の生産を目指したいというお志等については、現状も変わりないとい うふうに聞かせていただいておりますし、以後もそうした強い思いの中で、また、よそから 来られた方ではなしに、もともとこの地にお生まれになったご子息ということもあるわけで ございますので、そのことには確信を持ちながら、この話を進めさせていただいたところで ございます。 後の売り払い価格の適正云々ということにつきましては、総務課長の方からお答えをさせます。以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの鑑定評価についてということでございますが、当該地を鑑定評価したということにはなっておりません。ただし、近傍類似の鑑定価格というのは私ども持っておるわけでございまして、それによりますと、何で評価するかということになるわけでございますが、一定造成等をなされておるわけでございまして、山林では余りにも単価が低いということでございます。宅地並み雑種地ということでの鑑定価格を求めますと、平米当たりですけれども大体1,637円から1,857円という価格が出ております。議員さんおっしゃるように、今回割り戻しますと2,933円ということでございますが、これについては、購入した経費が1億1,109万9,000円、あるいはまた、その上に造成費等を行っておるわけでございまして、総額で1億5,200万余りは要したという事実があるわけでございます。その後、一定の管理にかかる経費は、この平成17年までかかっておるわけでございますし、そういったものも含めますと1億6,000万近くにはなろうかなということでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 5番、横山君。
- ○5番(横山 勲君) それぞれご答弁をいただいたわけでございますが、特に心配をいたしますのは、ただいまもご報告がされております谷様のお人柄について、大変称賛をされておるわけでございますが、いずれにいたしましても民間売買でございます。将来に対して禍根のないような処置を、これから契約を、ここで議会の承認が得られ次第とってただけるというふうに思いますが、その辺の申し入れ等を特にお願いを申し上げまして質問を終わります。以上です。
- ○議長(岡本 勇君) 16番、野口君。
- ○16番(野口久之君) ただいま横山議員の問いに町長の方もお答えをしていただいたわけでございますが、理解はしておりますけれども、先ほどから町長のお話もさせていただいた中で、私も理解をしたところでございます。しかし、今回のこの売買につきましては、地元の区民の役員の方々とお話をしていただいたというのも、20日には院内の区長をはじめ役員さん、24日には曽根区の役員さん等で、説明なりお話をしていただいたわけでございますけれども、その区民の人たちがもう一つはっきり理解をしたと、内容ではないということも聞いております。それも、なぜかと申しますと、この話が急な話ということで、一端は、町長のお話をお聞きさせてもろたけれども、あとの役員さんと区民の人の打ち合わせと申し

ますか、話し合いができていないというところに、はっきりした理解がなかったのだろうというふうに思っております。しかし、今後におきまして、町長と区民の方々と、いろんな要望もあろうかと思いますけれども、それは行政としてお話に乗って説明なり、お話も聞いていただきたいなあというふうに要望をしたいと思います。

私も曽根区の役員会に出席をさせていただきましたけれども、ただ単に、いわゆる土地の売買をしたということじゃないのやと。中には、やっぱり京丹波町の活性化のため、あるいは、そのクリの生産の振興ということやら、また、加工所もつくり、また、雇用対策の一つにもなるんやという一つの展望を持った中での売買ということであるのやから、多少はそういうことも理解をしてくれという説明も私もしておきましたし、なおさらまた、先ほど申しましたように急な話やというとこで話し合いをする、区の中での話し合いをする機会もなかったということもございますので、これからもやっぱりそういう話し合いが出てきた場合、要望が出てきた場合も町長として、行政としてお話に乗ってやっていただきたいなあというふうに要望をしておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) お聞きをいたします。

6月20日に地元の院内区へ説明会に行かれたということでありまして、その中で出された要望書について、文書で回答をされているわけでありますが、一つ、処分される際には必ず地元への譲渡を優先されるべきではないかというふうに言われているのに対して、地元が譲渡を希望されるのなら優先をするというふうに回答をされているわけでありますが、そういうことであれば今回の契約を延期して、院内区と買い戻しの価格などについて交渉をする、そういう必要が出てくるわけでありますけれども、その用意というのは持っておられるのかどうか。

それと、900本のクリの木ですけれども、ウイルスにかかっているというふうなことも お聞きしたわけでありますが、それは本当にそうであるのか。それとも、この町有地を営林 局から買い受けたときに何に活用するかということでは、和知の林業試験場とも相談をされ て、クリが妥当だということで植栽をされた経過があるんですが、そういう今回も林業試験 場などと、そういう意見も聞かれたのであるのかどうか。

以上の点についてお聞きをいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 田渕参事。
- ○参事(田渕敬治君) ただいまのご質問の件でございます。

1点目でございますけれども、地元優先ということで譲渡をしてほしいというような話が

ございました。私どもといたしましては、やはり第三者に渡るよりも、やっぱり地元を優先 するということで、地元が譲渡を希望されるなら優先をさせていただきますということでお 答えをいたしております。

それから、クリの木のウイルスの件でございますけれども、専門家の農学博士が木材開発の中におられまして、その方が現地の方で調査をされました結果、根頭がん腫瘍という人間で言うたら、そういうがん、腫瘍、そういうような病気にかかっておるということで、これはウイルス性の病気でございまして、全体的にウイルスによって蔓延するというようなことで、すべての木に、このウイルス冒されておりました。このウイルスに冒されますと三、四年たちますと、もう順次枯れてくるというような状況でございます。いずれ町有地として、もしクリを置きましても、四、五年後には全部枯れてしまう可能性があるということでございます。

今回、木材開発さんの方へ、このクリもすべてお渡しをするわけでございますけれども、これにつきましては伐採をして焼却をする、あるいは、土まで入れかえをするというようなことをされております。この費用につきましては、この1億6,600万には何ら関係をいたしておりません。あと、クリに係る林業試験場の方に相談をしたかということにつきましては、これにつきましては全く相談も何もしておりません。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 田渕参事。
- ○参事(田渕敬治君) 今後、地元の方で譲渡を希望されるということでございましたら、中 に町が入りまして、協議を進めてまいります。
- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) クリのウイルスの件ですけれども、あのクリの木ですが、その苗のときの最初からの病気であるのかいずれか、わからないんですけれども、あこは大きなコンバインか何か、草が生えるということで耕したり、堆肥をたくさんほうり込んだりという、そういう経過もあったりするんですが、やはりそういう問題もあったわけでありますけれども、地元の話ですけれども、用意があるかということですが、もう売買してから第三者との話を取り持つということでありますが、これまでの経過もありますように、1億円という営林局から町が売買を受けたときの、そういう経過の中には、やっぱり地元へ譲り受けたいという、そういう思いを営林局も大きく受けとめがされていて、それと町もお金がないということで1億円という価格も示していた中で、そういう低価で、町の希望価格で購入することができたわけであります。

今、鑑定による金額も言われましたけれども、本当によい土地でありますし、あこ行って、いろいろ立ちますと本当によい場所だと思っております。府道のそばでありますし、雑種地ということで、いろいろ近くの評価を参考にされた金額というふうに受けとめましたけれども、本当によい土地でありますし、そういうふうにいろいろクリ林をということで土地を探しておられるのであれば、もっとたくさん京丹波町としては土地も持っておりますので、そういう本当にどうにもならない塩漬けの土地というのを本当に抱えている状況のもとでは、もっとほかの場所も検討するべきではなかったかなというふうに思っておるんですが、そういう検討はされたのかどうか、お聞きをしておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 朝も議員各位にお示しをさせていただきましたように、今、本町が抱えておりますそれぞれ土地は、お示しをさせていただいたわけでございますが、議員もご承知のとおり、バブル絶頂期に購入したものがほとんどでございまして、到底その現状、買い求めた上に金利が乗っかったものをそのままでという、それをどの程度で話を進めていくかということについては、非常に困難をきわめるような状況にあろうかと思いますし、町としても本当に公的な部分で、その土地が利活用される場合、あるいはまた個人に売却する場合、おのずとその辺の中で単価設定をしていかなければならないというふうに思うわけでございますが、今回のお話の中で、今、議員手元にお示しをさせていただいておる場所につきましては、そうした部分では適正な価格という部分で話し合いが非常に、私としては困難であるという判断をいたしましたので、それらについては対象としてお示しはいたしておりません。以上でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは、今回提案されております町有地の中に土地改良区の水路といいますか、そういうものがあるんだというふうな、また、管理道もあるんだというふうな話を聞かせていただいたんですが、そういうことであれば、これまでのいわゆる考え方、全く民間に処分するわけでありますから、当然事前に協議をされて、その条件に基づいて相手方とも話をするという、そういうことになろうかと思うんですけれども、そういうこの間の説明ではなかったように思うんですが、実際これ、今もありましたように民間との契約でございますので、幾らこの代表の方が地元であれ、その個人のいわゆる形で購入するということになれば、いろいろ説明があったような話も一定わかるわけでございますけれども、あくまでも会社でございますので、いわゆる会社の代表が変われば、また方針も変わるわけでございます。

そういう点では、その辺の考え方、いわゆる相手方との協議をする中でのそういった担保ですね。これはどういうような、契約の中にそういうものがきちんと入っておるのかどうか。また、入れられるということになっておるのかどうか。その点についてお尋ねをしたいというように思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田渕参事。
- ○参事(田渕敬治君) ただいまの土地改良区の水路、あるいは管理道路のことでございますけれども、水路につきましては、旧営林署から丹波町へ譲渡をされるときの契約の中に、その部分をただで使わせてもらうということの内容が契約に盛り込まれておりました。したがいまして、今回の契約につきましても、この水路地の応分につきましては使用をさせていただくという、その権利を承継をするという格好で契約の中に盛り込ませていただいております。

また、管理道路につきましては、この部分につきましては、土地改良区の管理道だけじゃなくて奥の方の森林の関係とか、いろいろな形での多目的な道路として今使われておりますけれども、これにつきましても地主の方と、それから土地改良区、あるいは区、あるいは生産森林組合、そういう方の代表の方と十分に今後の通行の仕方について協議をさせていただかんなんというふうに考えております。この点につきましても事前に、あくまで土地改良区の方につきましては事前に組合理事長さんにも協議をいたしておったところでございます。

次に、会社といたしまして将来的に開発の可能性があるというようなことでございます。 これにつきましては、もし現状、クリ園が、方向が変わりまして工場が建つとか、そういう ことに万が一なったとしましても町の開発に係る条例、あるいは、京都府あるいは国の方の 条例等々につきましてございますので、この辺と照らし合わせながら適切な指導なり、十分 な協議検討もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 今答弁をいただいたんですが、ちょっと今の参事の答弁は非常に重大な内容を含んどるなあと思うんですが、この間提案された理由というのは、あくまでもそのクリ園を続けて、そして工場を建てるんですか、加工場にするんだということですので、そのいわゆる処分の目的から外れたら、これはまた言うたら白紙に戻すということぐらいのことではないかと思うんですね。改めて、それはまた話をするという、こういうことになろうかと思うんですが、ちょっとそういうようなことでは、本来のこの処分の目的とは逸脱してくると思うので、その点をやっぱり一つは明確にしておくべきだという点を思うわけでご

ざいます。といいますのは、あくまでも町民のこれ財産でございますので、それを処分するということでございますから相当な理由と根拠と、そして、将来的にやっぱり担保という問題があってこそ、この処分に値するということになろうと思うので、その辺はどうなのかということを一つ、これは町長にお尋ねしとかんといかんなあと思うんですが。

もう一つ、あわせてですが鑑定の問題なんですが、近くのものを参考にということなんで すが、やはり1億を超す処分でございます。やはりしっかり鑑定をして、それに基づく価格 というのをしっかり設定するということが当然だろうと思いますし、また、地元や関係者へ の説明や合意の上でやはり進めていくというのが私基本だと思うんですが、非常にそういう 面では性急といいますか、そういうような形で提案されてきておるというふうに思うんです けれども、まして地元、関係する旧丹波の議員がこの開会までに町長と協議をせんなんとい うこと自身も本当にどうなのかと。やはりこういう合併をしてスタートした時点でございま すので、十分そういう協議や調整もしながら、もちろんそれを先行、最優先するということ でございませんけれども、やっぱりそういうことも一定しながら、そして合意の上で、やは り進めていくということが、これは私基本だと思うんですが、その辺の考え方はどうなのか ということと、それから、当時聞きますと、5億、6億というような話もあったし、最終的 には営林署の側からは2億、3億という提示もあったんだと。それを地元や町ということで 1 億余りの売買ということになったということも聞いたわけでございますけれども、そうい う点から言いましても本当に、その営林署がいわゆる町に譲り渡したという趣旨や、そうい う関係する町民の思いからしても非常にその辺のずれがあると思うんですけれども、その辺 の考え方についてももう一度伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 将来にわたってのこの使用目的に沿ったことを、どこでどう担保されているかということでございますが、先ほど申し上げましたように、当然のことながら、その変えることを前提にしながら今お話を進めているということは全くございませんし、あくまで丹波栗の復興あるいは生産地としての振興を図りたいと、そういう強い思いの中で進められておることでございますし、今、参事が申し上げましたのは、万が一という場合に、やっぱりもとに戻って、そういう考えで、さらに努力をしながらクリ園としての活用をしていただく、一つの行政としての思いを伝えることができる場があるということで、ご理解をいただきたいというふうに思っておりまして、決して他のことに安易に転換をしていくことを道が開けているんだということではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また非常に、ご指摘のように町有財産、町民の貴重なものでございますので、その進め方には慎重を期さなければならないということは、ご指摘のとおりだと私も思っております。しかし、こうした今の経済状況の中で、なかなか私どもの思いと合致するような中で、今こうした取引が頻繁に行われているという状況はないわけでございまして、そうした意味では非常にうまく、お互いの思いが合致したというふうに私は思っておるところでございまして、そうした面でやや性急な部分もご指摘をいただいたわけでございますが、今後、先ほど申し上げましたように、地域の皆さん方の、このことにかかわっての以後の諸課題等については、誠意を持ちながら対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) 今さっきですが、地元への譲渡については優先をするということで参事の方からは、第三者と話し合いの場を持つということの答弁でありましたが、それでは、地元との要望に回答されている地元を優先という中身にはなっていないということで、約束違反であるというふうになりますが、町長はどういうふうに、第三者いうたらあれ違いますの。

それと、買い主がいろいろほかの用途へ土地を使った場合はどうかというようなことも今論議されておりましたけれども、私もちょっと普通財産の購入についてということで、いろいろと自治法なんか見てましたら、そういう約束違反のときには、もう白紙撤回にして買い戻しできるような、そういうふうなことも書いてありました。ちょっとそれは私の意見でありますが、そういうことであります。

参事、第三者と言われたと違う。どういう答弁をされたんですかね。優先するということ について。私はそういうふうに受け取ったんですが。

- ○議長(岡本 勇君) 田渕参事。
- ○参事(田渕敬治君) あくまで地元の方が優先をさせていただくということでお答えをさせていただいたつもりでございます。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 私どもの申し上げております地元といいますのは、要請を受けておりますのがいわゆる昭和6年に当時、その地権者でございましたそれぞれの関係の皆さんが、国の買収に応じられたということでございますので、その後編成がございまして33年に営林署に行き、そして、平成13年に京丹波町に変わっていったわけでございますが、そうした中で平成13年に元地主の皆さんが、国がもう必要ないというならば、まず先に優先して、もとの名義人に話があるべきではないかということで、当時そういうことを諮られた結果、

買い戻す思いはないということでございましたし、今回もまたそのことが優先されるべきではないかというお話でございましたので、もしそういうことでお話があるんでしたら、そのことを優先させていただきたいということを申し上げているところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ちょっと改めてもう三点お尋ねしておきたいと思うんですが、一つは町長にお尋ねするんですが、不動産の鑑定士を入れる必要がないという、そういうことやと思うんですが、その理由は、どういうことで入れられなかったのかと。町民の財産で1億超す土地価格でございますので当然入れて、厳格そしてまた公平にすべきだと思うんですが、その点お伺いします。

それから、クリのいわゆる、がんの一種にかかっているという木材会社の農学博士の説だと。これは当然それが当たっているかもしれませんが、やはり町として町有地の中にそういうものを植えておるわけでございますから、やはり林業試験場のような公的な機関できちっと調査をして、それはもちろんそうであれば、そういうことを確定できるわけでございますけれども、そういうことはなぜされないのかということ。

それから、地元からいろんな意見や要望に対して応えていくということでございますが、 処分をしてから応えるということとしては、これは本来、筋道が違うんじゃないかと。この 契約を一たん棚上げして、地元の協議をしっかりしてから、それに十分協議の合意の上で処 分をするというのが本来の筋道だというふうに思うんですが、それについてはどうなのかと いうこと。

それから、契約の相手方としては、会社というよりも個人ということにはならなかったのかということ。

それから、先ほど東議員からございました町のそういう塩漬け土地の問題、当然価格が合わないということもございました。このままいきますと、どんどん利息を生むということで、ますます土地の価格は高くなっていくという、いずれどこかで判断をせんなんということになるんですが、やはりこういう場合でも一定の判断をして、場合によっては処分の土地、相手との話をせんなん場合も、これ、当然あるんじゃないかと思うんですけれども。もちろんそれが有効に活用されるということは大前提でありますけれども。そういうような考え方というのはないのかどうか、あわせて伺っておきます。

- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 鑑定士の関係でございますが、今回必要ないと申し上げたのではなし に、今近々の事例があるのを参考にしながら進めてきたということでございますし、いわゆ

る 5 年前に取得したということもございまして、その後、その周辺の土地がもっと、いわゆる、その当時よりははるかに上回って展開をされておるということでありましたら、そのことは当然されなければならんというふうに思っておりますが、現状、路線価も低下をしておるところでございまして、私どもの思いとしては、それ以上の単価で売買ができたという判断をいたしたところでございます。

次に、根頭がん腫の関係でございますが、このことは私どもがそのことを事前に知って売り向けようという思いでおったわけではなしに、むしろ私の思いとしては、この900本のクリを大切に町民の思いも込めて、以後、クリ園として立派に育て上げてほしいということで、この話を進めさせていただいたところでございまして、相手方もそのことは経緯も承知をしておりますし、大切に育てていきたいということが事の始まりでございます。しかし、その後、一度、中も見せていただきたいと、こういうことでございましたので、どうぞ見ていただいたら結構ですということで私どもの職員も立ち合いのもとに、相手側もお入りになられて、そのとき向こう様の専門家が指摘をされた内容でございまして、そのことによって単価が変化をしたとか、条件が付されたとか、そういう問題ではないわけでございまして、今後経営の中でそのことをどう判断されるかは、相手側のこれからの経営の中でのことだというふうに認識をいたしております。

また、地元の話し合い等々でございますが、このことは先ほどから申し上げておるとおり でございまして、今後も誠意を持って対応をしてまいりたいというふうに思っております。

また、塩漬けの土地をどう考えているかということでございますが、先ほども少し申し上げさせていただきましたように、非常に現状、実勢単価と大きな開きがございます。このことをどこでどう判断していくかということになりますと、私は、やっぱり町民が等しく、そのことによって恩恵をこうむる、こうした方向でその土地が活用される場合のみ、現状抱えております価格を大きく割ってでも処分をする選択肢も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 1番、西山君。
- ○1番(西山和樹君) さっきからの曽根、院内の土地について、さっきからちょっとだけ気 になることがありましたので、確認とお伺いをしておきたいというふうに思います。

これは他事ではございますが、私のところの水原の町内でも、ど真ん中にある建設業者が大きな土地を買ったと。使用目的が第三者に移転されて変わったということもございます。 現実にございまして、いろいろとあるわけですが、地元との協議が整いそうだということも 聞かせていただきましたし、それはそれで当然そうあるべきだと思いますし、これはこれで 結構じゃないかと思いますが、第三者に転売される場合のことを考えますと、これは第一次の転売の条件、売買の条件というのは当然継続するわけですけれども、第三者に転売された場合には、一般的には利用目的の変更されるのが当然だというふうに考えてもいいだろうと思いますし、これに対して第三者に対する対抗要件というものは事実上付せないということもございます。

こういうことを防止する意味におきましては、まず単純なのが第一次の売買条件の中に、転売の場合を当然に考慮して、いわゆる用途変更の停止条件つきの買い戻し特約を登記されてはどうかなあというふうに思うんですが、これによって地元の方は、町の方から提案されておる条件というのが全部、その停止条件の中に入りますので。ですから、現状というのが停止条件でございますから、それが終わる段階、いわゆる転売されるときに目的が変わるということも当然ございますので、一端、その停止条件を京丹波町が権利者としてつけておけば、これはもし何かがあったときにということでの対抗要件には当然含まれるわけでして、当然その権利というのは担保されると。いわゆる約定が何に変わろうが、ついて回るということでございますので、そのあたりのところを一度研究なされてはどうかなというふうに思いますのと。

それから、さっきおっしゃっておりました、何か根頭がん腫とか何とかというので病気がついたというふうなこともございましたが、これは、これに対する瑕疵担保責任は負わなくていいのかと。今、負わなくていいというふうなことを聞きましたが、その確認と以上二つ、あわせてお伺いしておきたいと思います。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 田渕参事。
- ○参事(田渕敬治君) ただいまの西山議員さんの提案のありました登記関係のことにつきましては、まだ今後両者で詰めていかんなん部分がございますので、ただいま提案いただきましたことも十分に参考にさせていただきまして、よりよい方向で登記もさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ウイルスの関係でございますけれども、あくまで我々が知り得たのは、もうつい最近でございまして、売買の話をした後でそういうことが発覚をしたような状況でございます。今回のこのことにつきましての何ら担保も何もつかないで、現状有志で購入をしていただくということになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(岡本 勇君) 1番、西山君。
- ○1番(西山和樹君) 地元協議等が整っておるということでございますし、これについては 別に問題、申し上げることはないんですが今一点、参事さんの方からおっしゃったことで、

ちょっと気になることがございます。というのは、ここで議決しオーケーになったと進めていきます。その後で買い戻し特約の条件をつけようということになったとき、相手の方から否認されたときは、どのように処分をされるのか、ちょっとそのあたりのところが気になります。ここで追求するつもりはございません。後、住民のために、後になってから問題が出ないように、そのあたりのところを重ねて申し上げておきますが、買い戻し特約がついていますと、これは他に転売するときに、その買い戻し特約が常について回りますのでね。ですから、その買い戻し特約というのが停止条件になってますと、これは相手の方が納得されればですが、紳士的なお話ができて、いやいや、もう法人で買われるか個人で買われるかはともかくとしても、第三者に転売されることが絶対にないという保証は、これこそまさに絶対ないんです。特に相続された場合についてはね。

会社というのは、存続は永久ではございません。事情によっては倒産もします、破産もします。そういうときに第三者に対抗はできませんのでね。強制執行された場合なんかは特に。ですから、そういうあたりを考えていただいて、こういうことで地元民を安心させてほしいということの方が、私はむしろ大事なんじゃないかと。それをつけておけば地元の方が、その条件さえ、その段階で理解しておかれれば何十年たとうが、ずっと有効に続いていくということでございますので、そのあたりのところを特に住民の方たちのために段取りをしてあげていただきたいということは、お願いでもございますのでよろしくお願いします。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、ただいま提案されております議案第66号、町有地の処分 について反対の立場から討論を行います。

今回の町有地の処分は、院内向ヒ野9番地1、10番、曽根中上131番地1の3筆、計5万6,580.01平米を1億6,600万円で売却しようとするものであります。

この土地は、平成13年9月に近畿中国森林管理局から立木含め1億1,109万9,3 50円で取得したものであります。しかし、この土地は、戦中、戦後地元の方が所有、活用 してこられた土地で、その間に農林省が接収し、また地元に分割払い下げがされたり、再度 植林用苗畑が必要になり、林野庁が再接収いたしまして、その後、国有林経営の行き詰まり もあって、その打開を図るために売却するということで、それを旧丹波町が取得したもので あります。そういう事情もあって、地元の方は「売却時にはぜひとも地元への払い下げを優 先されたい」と要望されてきており、そうした意を酌み取られたこともあって、当初6億円とも言われておりました土地が、交渉の中で2億円から3億円という価格になり、最終1億円という価格で町が取得してきた経過があります。土地の活用についても和知の林業試験場と相談をし、900本のクリの植栽をしてきました。しかし、今回、突如、土地3筆、植栽したクリの木ほか附属するすべての経費を含め1億6,600万円で、投入した価格で売り払うとなっております。

普通財産を売り払うことができますが、その処分に当たっては、目的や価格が町民の納得できる適正なものでなければなりません。また、クリにウイルスが付着してだめだということも言われておりますが、林業試験場など専門家の診断を受けるべきであります。買い主側の判断だけでは公平性の面からも適当ではありません。また、町有地の中には曽根・院内・森・上豊田の農地に配水している谷山土地改良区の幹線水路が横断をしており、管理道路も併設がされております。周辺の地元地域への説明も行ったとされておりますが、合意ができるまで契約は延期すべきであります。町の大切な財産でもあり、府道に面したよい場所でもあり、この土地を処分するのが適当かどうかも、もっと慎重であるべきであります。また、相手側が求めるのがクリ園用地であれば、町が所有する中から選んで交渉すべきであることも指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号、町有地の処分について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第67号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第24、議案第67号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

17番、野間君。

○17番(野間和幸君) 11ページの負補交、子供会活動推進事業補助金ということで15 0万円が計上されておるわけですけれども、具体的にどのような活動に対して助成をされる のか、お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 長谷川教育次長。
- ○教育次長(長谷川博文君) お答えをさせていただきたいと思います。

この制度は旧丹波町にございましたもので、子供1人当たり1,500円、年間補助をするというものでございます。これを全町に広げようというものでございますが、その趣旨としましては、総務委員会のときにもご意見を賜ったわけでございますが、最近の子供の減少によりまして、地域で子供が見えなくなっているというところから、何とか地域の中で子供たちを守っていくためには大人から発信すると。子供を外へ出していくという作業も必要なんですが、子供自身が大人の中にかかわって出ていくということも大切であろうということから、その活動のベースであります子供会に一定の補助をして、世代間交流等の事業も推進していっていただこうというものでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 5番、横山君。
- ○5番(横山 勲君) 私からは、7ページの歳出、総務費、目財産管理費のことについてお 尋ねをいたします。

先ほどの議案の中で土地の処分を議決されたわけでございますが、それらの売り上げの販売代金であります 1 億 6 , 6 0 0 万円が減債基金の積立事業ということで繰り入れられております。先ほど説明の中では、クリ園の問題については、残債が 1 億 4 5 0 万という説明をいただきました。そのことを聞きますと、購入をされた時点からの地方債の減額、買収した金額と異なりますのは、補助金等があったのではなかろうかなあというふうに思うわけでございますが、仮にあるとするならば今までの協議の中で、関係機関との協議ができていたのかどうかというようなことを、まず 1 点お尋ねをいたしますこととあわせまして、わざわざ私は減債基金に積み立てる必要があるんだろうかなあと。繰り上げ償還をしたら、それで済む話じゃないだろうかなあと、こんなふうに思いますので、まず、その辺をお尋ねいたします。

さらにまたあわせまして、新町まちづくり計画の中で合併の積立基金の造成を16億2, 000万円でございましたか。を毎年均等に積み上げる計画がなされております。ですが、今年については財政事情によりまして1億円というふうに承っておるわけでございますが、そんなふうなことを考えますときに、166, 6007円で売れて、そして、地方債の残高が164507万円を繰り上げ償還しますと、あと残が6, 00075余りできるというふうに思いますが、これは6, 00075余りを仮に合併積立債に積み立てていただきますと、計画どおりの166, 20075あたり程度が積み上げられるんじゃないかというふうに思います

ので、その辺のこれらのことについて、これは総務課長さんにお尋ねをまずいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) ただいまの件でございます。全額減債基金に積むのはいかがなものかということだと思うんですが、決算の特別委員会のときに私少し、起債制限比率のお話をさせていただいたところでございます。今、平成17年度の京丹波町の決算をくくっとるところで、まだその数字が出ていないので残念なんですが、平成16年までの3町合併した姿として仮に置いた場合の起債制限比率までは出てまいりました。これが16.8%ということでございます。この起債制限比率、決算委員会でもお話を申し上げましたが、20%を超えると地方債が許可されないというような状況になるわけでございまして、その許可されない地方債に合併特例債も入っているという現状でございます。

したがいまして、今後の財政運営を考えますと、まず、この借金をいかに減らしていくかということが一番重要な点になってこようかと思っております。確かに、合併特例債を基金に積むということで16億余りは積めるわけでございますが、それとて借金をして積むということでございますし、その借金が交付税でどこまで返ってくるかというと70%ということで、3割はやはり一般財源を投入してでないと積めないということでございます。したがいまして、もちろん、もとの話に戻って恐縮ですが、起債制限比率をいかに下げるかということで、今後数年間はやはり努力をしていかなければならないというふうに考えております。そういたしますと、減債基金に積みまして、できるだけ高い利率の地方債をまずは償還をしていきたいと思っておるところでございます。この1億6,000万を積みますと、約3億9,200万余りの減債基金の積立額になるわけでございます。

それから、16年度の試算で16.8%と申したわけでございますが、この数字をベースにいたしまして、そうしたら20%を超えるのはどれぐらい、あと起債の償還が増えたらなるのかと。これは16年度ベースでございますので、少し誤差が今後出るかと思いますが、あと元利償還金にして1億8,000万、これだけ増えると、もう20%を超えるというような状況になっておりますので、極めて厳しい状況であるということでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 5番、横山君。
- ○5番(横山 勲君) これは重ねてお願いを申し上げるわけでございますが、ただいま起債制限利率のお話を承ったわけでございますが、そうした財政の部分について今なお我々、私自身手元にそうした資料もございませんので、ぜひひとつ検討分析された後で結構でございますが、必要な調書については提出をお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、この1億6,600万円の減債基金の積み立ての使途についてもお話があった わけでございますが、私は、本当は、気持ちの中ではクリ園の償還に充ててほしいなという 思いはありますが、財政全体考えますと、やっぱり金利の高いものから返していくというこ とが原則であるだろうというふうに思いますが、ただいまこれもご説明いただきましたので、 ぜひひとつ、そういう方向でのご検討を賜りますようお願い申し上げまして質問を終わりま す。以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) 12ページの学校評価システム構築事業というのはどういうものか。 それと、上の豊かな体験活動推進事業というものはどういうものか。それから、8ページの 京野菜こだわり産地支援事業補助金、紫ずきんの協同組合への補助金という説明もありまし たが、少し詳しく説明をお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) 長谷川教育次長。
- ○教育次長(長谷川博文君) 東議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、豊かな体験活動推進事業でございますが、これは府が推奨しているものでございまして、丹波町のひかり小学校、それから蒲生野中学校を対象としたもの、それから、あわせまして須知高校も単独、この事業に組み込まれておりまして、命を大切にする学習をやろうということで、具体的には須知高校の動物を素材としまして、その生きる力といいますか、動物を愛護する中で命を大切にしていくという取り組みを一緒にやっていくというのがメーン事業でございます。

それから、学校評価システム構築事業でございますけれども、これについては国が今回進めようとしているものでございまして、学校運営の改善を目的としたものが中心でございます。そのため、国といたしましては、都道府県にモデル校というものを指定いたしまして推進しているところでございまして、今回、京丹波町がそのモデル校になったわけでございます。この町内の小・中学校が対象でございます。

そして、具体的には自校評価、それから外部評価という、そういう手法を持ちまして、まず、自校評価ではアンケート等を学校が実施いたしまして、自らの学校がどういうふうに見られているかということを自ら判断・評価する。それからもう一つは、外部評価ということで外の委員さんを募りまして、その委員さんによりまして学校の運営をどう解明していったらいいかというあたりを調査研究をするというものでございます。その経費として今回390万円を計上しているものでございます。

○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長。

○産業振興課長(山田 進君) ご質問の京野菜こだわり産地支援事業でございますが、これ につきましては、京野菜の紫ずきんの協同機械を購入するというものでございます。事業実 施主体が京丹波町紫ずきん協同機械事業組合でございます。

それから、事業内容につきましては、紫ずきんに係ります乗用防除機とそれから収穫機、ハーベスターでございます。事業につきましては622万3,728円ということで、防除機につきましては397万6,728円、ハーベスターにつきましては224万7,000円でございます。京都府の補助は45%ということになっておりますし、町といたしましては25%上澄みして実施するということでございます。紫ずきんにつきましては、もう防除が7月の末から始まるということもございまして、6月の補正でお願いをしたということでございます。目標とする生産面積につきましては、平成20年で3.5~クタール、そして、10アール当たりの生産量を500キロと算定いたしまして、生産量17.5トン、出荷量を17.5トンを目指すということで、ますます需要が高まります紫ずきんにつきまして支援をするというものでございます。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) 学校自校評価ということでアンケートを、外部からの委員を募り改善 ということでありますが、具体的に言うたら学校のどういうものを評価するのですか。先生 でもないでしょうし、学校の授業内容を評価するのか、どういうものか、もう少し具体的に お願いしたいと思います。

それから、河川工事の土木費、9ページの大倉谷川の3,600万円余りでありますが、 現場踏査ということで現地も見させていただいたところであります。この工事については、 全体の事業費というのはどのぐらいなのか。842のうち395ということでありますので、 3倍すれば、それで金額として事業費になるのか。

以上についてお願いいたします。

- ○議長(岡本 勇君) 長谷川教育次長。
- ○教育次長(長谷川博文君) 具体的な内容でございますけれども、これは、その目的としたものは信頼される学校づくりと、あるいは、その一定の水準教育の質を保持すると、こういう目的の評価ということになっておりますので、ちょっと具体的なところまでは、まだその検討委員会で、どういうアンケートにするかということは各学校がお寄りになって決められることかというふうには思いますけれども、一定学習指導の進め方、あるいは学校運営のやり方、あるいは学力のつけ方といいますか、そういうものについて評価をされるというふう

に考えられます。個々の先生の指導力等々というところまでは言及されるものではないというふうに考えております。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) 大倉谷河川工事につきましてご説明を申し上げます。

延長といたしましては、河川全体計画で842メートルでございまして、今年度お願いするものが395メートルでございます。全体の事業といたしましては、約8,200万を予定いたしております。そのほかに9河川の湧水処理がございますので、含みますと約9,00万ぐらいになるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 私も担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点は、1 1ページの学校の耐震診断の委託料ですが、歳入でも一定住宅建築物耐震改修等の国庫補助 ということで上がっておるんですが、具体的には、これ、何割の補助を受けて耐震調査をす るということになるのかどうかということと、場所等についても説明があったんですが、具 体的にこの診断結果に基づいて、どういうように考えておられるのか。また、既にほかのも のといいますか、学校、校舎等についてはできておるということなんですが、そのことの耐 震診断に基づく補強とか改善とかいうことは、ほかの施設はなかったのかどうかということ も、ちょっとあわせて伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど、9ページの河川改修費のことでお尋ね、今、東議員からあったんですが、今回、大倉川の河川改修をということで具体的に日程に上ってきたわけでございますけれども、実際、あそこの場所というのは住宅用地として、初めは目的として、土砂が埋め立てられてきた経過があるわけでございますけれども、実際、あの場所を考えてみますと、本当にどういうような活用をされるのかということが、もう一つ明確になっていないと思うんですけれども、そういうものを発揮しておるのかどうか。それに基づいて河川改修をされるということなのか、伺っておきたいというように思います。

- ○議長(岡本 勇君) 長谷川教育次長。
- ○教育次長(長谷川博文君) まず、耐震診断の関係でございますけれども、国の補助率は3分の1ということになっております。今回、対象になりますのは、昭和56年以前に建築されたRC、いわゆるコンクリートづくりの建物ということになっておりまして、今回、そのうち調査いたしますものは須知幼稚園、下山小学校、和知中学校の校舎と屋内体育場と、こういうことになっております。

具体的な対処方法といいますか、耐震方法については調査結果を待ってするべきかという ふうに思っておりますので、今、どういうふうな対処方法をするかということはお答えはで きません。また、それ以外の建物につきましては、昭和57年以降のものについては、一定 国の基準を満たした中での建築がなされているというふうに思っております。

それから、56年以前のもので旧瑞穂に桧山小学校と明俊小学校が、その対象になるわけでございますが、これにつきましては、旧瑞穂町で出されている答申を尊重した内容を考えておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) 今回の河川改修の目的ですけれども、防災上の観点より計画をいたしております。その地域の上部につきましては、盛り土部分につきましては縦工がございまして、平地の部分は、その縦工で拾いまして、9河川に流している状況でございますけれども、その他の分につきましては、雨が降りますと現道の土砂の残土等の浸入路、そこを伝わって流れている状況でございまして、この表面水を処理するために今回河川改修を順次やっていく計画をいたしております。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 1点は、今答弁いただきました大倉川の関係、もう一度お尋ねしておきたいと思いますけれども、いただきました資料を見ますと、いわゆる予定されております川の付け替えということで、川底の幅が1.5でいわゆる上の幅といいますか、橋幅というんですかね。これが5メートル70、およそ6メートル。非常に大きなものに、上へ行けばなると思うんですが、そういうことはやはり今申し上げましたように、この土地利用計画をはっきりさせてからするというのが本来の形ではないのかと。だから、表面の水といいますと、相当表面も固まってきておるわけでございますので、また、暗渠も入っておるという関係もありますので表面水の処理ということになれば、必要最小限度のものでいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう考え方なのか、そういうことは無理なのか、伺っておきたいと思います。

それからもう一点、8ページの委託料で、設計管理業務委託料ということで安栖里の豊昌 池の説明を受けたと思うんですけれども、具体的には、この豊昌池のいわゆる堤防改修とい うふうに聞いたと思うんですが、何年計画でどれぐらいの事業費、また、地元負担とは、ど ういうようなことで進められるということになるのか、伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) 河川断面のお話でございますけれども、当該地区につきまし

ては林地開発に基づきまして開発をやらせていただいております。その関係上、通常30年 確率という形の河川断面を計画いたしております。

次に、私ども防災上やっておりまして、まず考えておりますのは、用途ももちろん一番重要なことではございますけれども、まず、防災関係の用地がどれだけ必要かということで、それを明確にした後で、また用途の方は考えていきたいというのが今の状況でございまして、とにかく防災の方を優先さすということでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長。
- 〇産業振興課長(山田 進君) 豊昌池の件でございますが、これは上の工事ということになっております。本年度、調査設計費がつきまして調査をするということで、調査設計費につきましては550万を予定しております。受益が41.0~クタール、受益戸数が127戸ということでございます。南丹管内におきましても五本の指に入る高い堤体を持っておる池でございまして、防災上も危険があるということで今回改修をするということでございます。総事業費につきましては、調査設計により算出をされるんじゃないかというふうに思っております。負担につきましては10分の6が補助金ということでございます。地元分担金につきましては30%を予定しております。

以上でございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 実際、今ありました豊昌池の関係は実施設計ということにならんと 工事費がわからんということなんですが、今もありましたように、地元が30%ということ になりますと、やはり相当大きいということになりますと、工事費も相当多額になるんじゃ ないかと思うんですが、地元が30%負担ということになりますと、例えば1億でも3,00万でも負担をせんなんということになりますので、そういう合意をして、工事費はわからんけど、とにかくということじゃないんじゃないかと思うんですが、具体的には大体、今のおよそ何ぼの金額で地元には提示をされて、合意がされとるというふうに思うんですけれども、ちょっとその点ひとつ伺っておきたいというように思います。
- ○議長(岡本 勇君) 山田産業振興課長。
- ○産業振興課長(山田 進君) ただいまの議員さんの指摘のとおりだと思うんですが、非常 に申しわけないですけれども、総事業費が幾らかかるかにつきましては、今ちょっと確認を しておりませんので、後日また報告したいと思います。以上でございます。
- ○議長(岡本 勇君) 3番、東さん。
- ○3番(東まさ子君) 10ページの都市公園でありますが、これにつきましては24日です

か地元への説明会ということで、一般質問で答弁いただきましたように行かれたようでありますが、特に問題なのは維持管理ということだと思いますが、町長、そのときには地元の須知区にも身近な公園として、維持管理という部分にも協力を願いたいというふうな答弁でありましたが、その説明会では、どういう状況の話になっていたのか、お聞かせいただきますようお願いします。

- ○議長(岡本 勇君) 松村土木建築課長。
- ○土木建築課長(松村康弘君) ご質問の維持管理の件でございますけれども、そういう意見 もいろいろ出ておりまして、管理といたしましては基本的に町の方でやらせていただくとい う方針でおります。ただ、今後ともまだ完成までに6カ年程度ございますので、これからも 地元区とは密に説明会等、年に一、二回持ちまして、そういう中で、ともに考えながら維持 管理の方も計画立案をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、ただいま提案されております議案第67号、平成18年度 京丹波町一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

新町のまちづくりは健康で安心して暮らせる「福祉優先の」まちづくりが求められております。

今回の一般会計補正予算では、町有財産の森林公園の1億6,600万円での売り払いでありますが、この土地を「いま」本当に処分するのが適当かどうか、もっと慎重であるべきであります。また、昔から携わってきた地元の関係住民への説明や合意が大切であります。そういった点では不十分であります。

また、大倉谷川の河川付け替え工事3,600万円は、河川の整備を優先させることで、 土地の活用を民間も含めて考えるというようにお聞きをしておりますが、活用の計画をはっ きりさせてから実施すべきであります。また、地元から要望がある防災対策は、防災上必要 最小限度の工事で対応すべきであります。

また、都市公園事業につきましても、お金がないなどと住民には切実な要望も一方的に切り捨てられておりますが、多額の費用を投入することに町民は納得できませんし、維持管理につきましても明確ではありません。シルバー人材センターで年間100万円の経費で管理することは、多くの町民が本当に活用できる公園としての管理を見てみました場合、他の公

園管理の状況を見れば、この100万円では到底無理であります。大型公共事業は見直しを 行うべきであります。

住民からの要望では、例えば、みのりが丘団地内の横断歩道の設置などは、要望が出されてから1カ月もたっておりますが、何ら回答がないということでありまして、しっかりこうしたことは検討されて実施していくべきであります。また、介護保険制度の改悪の影響で要支援や要介護1など軽度者の特殊ベッドや車いすの貸与が廃止されますが、重度化防止に大きな効果があるこのような事業への支援など、町として住民の暮らし、生活を守る立場で、こうしたものに重点を置いた予算にすべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 17番、野間君。
- ○17番(野間和幸君) それでは、賛成者の立場から討論を行いたいと思います。

総務費では、公有財産の売却によりまして得られました運用益をすぐさま減債基金に積み立てることにより、町が抱えております危機的な状況を一刻も早く脱却するための一つの手だてとして大いに評価するものでございます。

民生費におきましては、国の制度の変更に伴う児童手当の給付がなされること。これは子を持つ親にとって大変喜ばしいことでありまして、反対する理由など一つもないと思っております。

農林水産業費では、この地域の特産である黒大豆、それに似たものというような格好で京都府の肝いりで品種改良されてきました紫ずきんでありますが、一定市場の評価を得て大きな期待を寄せられております。そうしたことに取り組んでいただくための補助事業は、今後も積極的に進められるべきであろうと思っております。さらに、農業の基本であります水を確保するために豊昌池あるいは、それぞれの地域の用水路の改修をされますことは、農業者にとって欠くことのできないものであります。

さらに、土木費におきましては、町道の井尻八田線の緊急を要する部分補修がされております。さらに、大倉谷川におきましては開発に係る課題の中で、いろいろな批判が上がっておりますけれども、その批判の中にも地元民にとっては、せっぱ詰まった状況が大きく横たわっております。今回そうしたことに対して積極果敢に補正予算を組んでいただきまして、一歩が進められましたことを高く評価したいと思っております。

教育費におきましては、子供が安心して送り出せる教育環境の整備促進のために、しっかりとした耐震補強が調査されますことを期待し、今回の補正予算が住民の安心・安全、さらに健康増進のための大切な補正予算であることに賛成の意を表し、討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

採決する前に確認をしておきます。先ほど来、6番議員、坂本さんが体調を崩したということで退席を認めたわけでございますけれども、確認しましたら、とてもやないけれども採決には加われんということで、ちょっと病院へ行かれたようなことで来ておりますので、そういうことで加われないということを報告申し上げておきます。

議案第67号、平成18年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時50分といたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長(岡本 勇君) 本日の審議議案が相当山積というか残っております。議事を進行する ためにご協力をいただきたいというお願いをさせていただきます。質問、答弁におきまして も簡潔明瞭に、質問、答弁をお願いしたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第25、議案第68号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第25、議案第67号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、歳出の関係 5ページでございますけれども、今回、施設費の関係で、いわゆる工事請負費、説明によりますと、統合簡水事業の整備工事ということで、開発団地にこの工事を進めていくということで、追加をした額と合わせて1億4,600万円余りを予定しておるということでございました。今、6月でございますから、これを受けて年度内に進めていくということになろうかと思うんですけれども、これまでの開発団地への関係等聞いておりますと、まだ具体的に取りまとめをして要望等はあるし、分担金の納入をしたいということもあるようでございま

すけれども、実際に進めていくということになりますと加入者の確定の問題とか、それから、 当然開発団地でございますので、いわゆる幹線を走らす底地の問題ですね。これがどうなっ ておるかと。町有地でない部分も多いわけでございますから、個人所有含めてあるわけでご ざいます。公衆用道路といえども、一定そういう了解を得んなん、同意を得んなんという問 題も当然あろうかと思うんですけれども、こういうことを考えますと、相当そういう事務的 な対応というのが非常に迫ってくるということですから大変だと思うんですけれども、その 辺はどういうように考えておられるのかということと、どういう順序で進めていこうとされ ておるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいま山田議員さんのご質問でございますけれども、本年度の割り当てが15%となるというようなことで、1億2,100万円を追加いたしまして、開発団地の方の管路へ着手をしていきたいというふうに思っておるところでございますけれども、先ほども議員さんの質問の中にもございましたように、加入者また底地の問題等々、まだ問題が山積をしておるのが実際かなあというふうに思っておるところでございます。団地につきましてはそれぞれ、みのりが丘なりワインの里、いこいの里等々ございまして、その辺の要望等もお聞きする中で、底地の問題等についてもできる限りにおきまして、団地の方でご協力をいただきたいというふうなご依頼をしておりまして、その辺が整い次第、実施設計の方も着手をいたしまして、かかっていきたい。なお、底地の問題が多く出てこようかとは思いますけれども、最終的には町道等が優先して入っていくのではないかなというふうに思っておるところでございます。以上です。
- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今、担当課長からありました開発団地へ工事を進めていくと、具体的に非常に待ち望まれている部分もあるわけでございますが、逆にまた、そういう開発団地ゆえの難しさ、問題もあると思うんですが、そういう関係で言いますと、ある程度専門的な職員を配置して対応していくことも必要ではないかなあと思うんですが、特に一定開発団地での管路が進んでいくわけですし、進めなきやならんわけでございますけれども、一定の体制といいますか状況ができるまで、そういうことも必要ではないかと思うんですが、ちょっとひとつ1点、町長のそういう考え方を伺っておきたいというふうに思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) 未給水団地への給水に向けての取り組みでございますが、先ほど課長

が説明いたしましたように、特に管路を布設します道路敷き等の権利関係を整理しなければいけないというふうに思っております。現状、みのりが丘等につきましては、地縁団体でその用地を取得をいただいておるところでございます。他の未給水団地につきましても今、それぞれ町で差し押さえております部分も中には含まれておりますし、それらの整理と、そしてまた先ほども申し上げましたように、それぞれ団地の皆さん方で個人でお持ちの部分、あるいはまた企業、金融機関等々がお持ちである部分、それぞれ今当たっていただいておりまして、いわゆる土地の寄附について協力方を申し出ていただいておるようでございます。

先般もお聞きをいたしますと、特にワインの里の関係者の皆さん方でございましたが、一定の理解は得ているということでございますが、そうした点について受け皿をどうするか、町にストレートにお引き受けをするのか、共有でというわけでもいきませんので、地縁団体等の設立をしながらということになるのか、この辺は十分詰めながら、以後に問題が生じないように、そしてまたスピーディーに処理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

現状、水道課で、それぞれの住民の皆さん方との対応をしておるところでございますし、 先ほど申し上げました税務課の方でも、そうした当然町でやらなければいけない部分につい ては、今、税務の方で鋭意取り組んでおりますので、今そうした中で総合的に、こうしたこ とが可能になるように進めたいというふうに思います。現状では、特に、これに充てる職員 をということは考えておりませんが、それぞれの担当部署で積極的に取り組んでいきたいと いうふうに思っております。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号、平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第69号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第26、議案第69号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会 計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

- ○10番(山田 均君) 歳出にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回、下水道のいわゆる施設整備の中で、いわゆる委託料や工事請負費で瑞穂工区の処理区を減額して、具体的にグリーンハイツ区の分に充てるというような説明があったわけでございますが、一つ、そういうことになったのは、どういうことが要因なのかと。聞きますと、委託料や工事請負費の関係は、グリーンランドみずほの工事というように説明があったと思うんですが、ちょっとその点伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいまの山田議員のご質問でございますけれども、合併前、旧 瑞穂町におきまして、グリーンランドみずほ道の駅の浄化槽において浄化槽の管理が不徹底 といいますか、水が黄色くなったり、また、においがしたりというようなことでお聞きをしておりまして、旧町において、このグリーンランドみずほを瑞穂地域へ拡大をして取り入れていくというふうなことをお聞きをしておりました。しかし、この道の駅につきましては、平成10年に浄化槽の方が施工されておりまして、240人槽というようなことで入っておるというふうにお聞きをしておるところでございますけれども、これにつきましては、まだ設置後8年というふうなこともございまして、一度この1年なり2年をかけまして何とか正常な浄化槽の管理を行いまして、水が処理できないかなあというふうに考えておりまして、グリーンランド道の駅の方につきましては、今回拡大を断念するというふうに決定をしたところでございまして、なお、変更認可の方も現在まだ取れておらなかったような状況でございまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 一、二年改めて調査をするということなんですが、具体的に、そうしますと調査の結果、合併処理場で十分いけるということになれば、この特定環境の区域に結ぶというようなことをしないということなのか、何年後にはするということなのか、ひとつ伺っておきたいというのが1点と、今、課長の方から、このグリーンランドの公共下水の

区域にいわゆるできていないという答弁があったんですが、実は、旧瑞穂町の平成17年の6月議会の議会報告を見ると、グリーンランドも公共下水道の区域に変更ということで、グリーンランド内にある4基の合併浄化槽のうち500人槽が老朽化し、処理能力が低下したことや、道の駅240人槽が利用者の増加で能力不足により下流域に影響が出て、改善要望が求められているなどから、公共下水道区域に変更認可を申請すると、こういう説明を受けたということで、こうした計画も含めて変更認可に伴う設計委託料を予算化したと。事前のいわゆる申請のための設計やというふうに聞いたんですが、こういうように町民に対して報告をされておるんですが、今の説明といいますか答弁では、この手続ができていないというようなことやったと思うんですが、これは、この議会だよりでされておるように、公共下水の区域に変更をされるのかどうか、その点をちょっと再確認の意味でお尋ねしておきたいというのが一つ。

それから、処理場の工事等の委託料ということで1億1,950万円、グリーンハイツ区分という説明やったんですが、具体的には何年で。このグリーンハイツから下山の処理区に入れるということでございますけれども、何年計画でやろうとされておるのか。また、全体の、当然、グリーンハイツの場合は、それぞれ処理区が別でございましたので、新たにこういうことになりますと、分担金をいただかんなんということに当然なると思うんですが、条例では工事費の20%ということになっておりまして、どれぐらいの工事費かという問題もこれは当然あるんですが、聞きますと、2億5,000から3,000万ぐらいというようなことで聞いたんですが、20%ということになりますと戸数との関係もありますと、相当金額的には10万足らずというような金額に算出上はなるんですけれども、その場合の分担金の納入ですね。いつの時点でされるということなのか。

それから、対象となるその戸数は、いつの時点で確定をされるのか。現在は、建ったすべての戸数が入っておると思うんですが、しかし、今の状況を見れば、水道のときにも同じでございますけれども、不在の家もあるわけでございますし、個人所有や業者所有も含めてあるわけでございますけれども、その辺はどういう考えで対応されるのか。あわせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) ただいまのご質問ですけれども、グリーンランドみずほにつきましては、おっしゃるとおり四つの合併浄化槽と資料館の単独浄化槽16人槽ですけれども、会わせまして五つの浄化槽がございます。先ほど申し上げました変更認可が取れていないという話でございますけれども、瑞穂町さんの広報にございましたように、変更認可を取るべ

く申請書書類の方は作成をされておったというふうに思うんですけれども、まだそれを提出 ができておらなかったといいますか、以上のようなことから変更認可がおりていないという ふうに申したわけでございます。

それでもう、その道の駅の240人槽が処理をすれば、今後は区域拡大等を行わないのかという話でございますけれども、これにつきましても、ただいま申しますように四つなり五つの浄化槽がございます。こうした中でまた管理面等々の比較も行い、また、どういう方向にするのが有利であるかというふうな点を考えながら、今後進めていきたいというふうには思っております。

それから、施設整備費の1億1,950万でございますけれども、これにつきましてはグリーンハイツの委託料ということで、処理場の実施設計なり工事の方を、下水道事業団の方へお世話になりたいというふうなことで現在進めておるわけでございますけれども、このままでいきますと、計画といたしましては今年度、また、今度を繰り越すというような状況、設計の関係で少し繰り越さなくては、どうも年度内で本年度分が完成をしないかというふうに思いますけれども、そのあたりで来年に繰り越すなりというふうな話は出てこようかと思いますけれども、19年度に残りの割り当てをちょうだいいたしまして、現在のところ2億5,000万ほどで全体が完成をするというふうに思っておりますので、実施設計の結果、変更があり得るかもわかりませんけれども、18、19の2カ年で完成ができればというふうに思っております。

分担金の20%でございますけれども、これにつきましては先ほどもありましたように、2億5,000万円でありますと、五、六千万の分担金になるのかなというふうに思っております。しかし、グリーンハイツ内の現在設置がされております配管等を利用させていただくというようなことで、個人さんの負担というのは今のところ五、六千万という話にはなるかと思いますけれども、当初、配管時にかなりの分担金を捻出をされておられるのではないかなというふうなことで、ご了解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、人数の、戸数の確定でございますけれども、これにつきましては水道課という ふうなことで、上水道、下水道すべて水道課の方で担当をさせてもらっておりまして、現在 の上水道のメーター、そのあたりでカウントをしていきたいとは思っておりますけれども、 今後、自治会等の話し合いによりまして、ちょっと不確定なところがあるかなあというふう には思っておるところです。

以上です。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) その分担金の納入の時期をお尋ねしたんですが、一応考え方としては、どの時点で納入ということなのか、お尋ねしておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 田井水道課長。
- ○水道課長(田井 勲君) 各工事年度の年度末に、その年度ごとに徴収をさせていただきた いというふうに思っております。以上です。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のと おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第70号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第27、議案第70号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号、平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のと おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第71号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第28、議案第71号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会 計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねを1点しておきたいと思うんですけれども、歳入の土地売り払い収入の71万8,000円で、説明では水原の丸山地内で、いわゆる財産区の土地、いわゆる交通安全対策として処分をしたということなんですが、具体的にはどれぐらいの面積と、場所は具体的に言うたらどの辺、丸山という地内なのか、いわゆる国道ぶちということなのか。交通安全対策ということですので、のり面を削るというようなことの、そういうような処分なのか、わかっておれば伺っておきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。
- ○総務課長(谷 俊明君) まず、面積でございますが740.58平方メートル、山林でございます。ちょっと私、場所的にというとなんですが、国道9号線の交通安全対策ということで国土交通省に払い下げをされておりますので、その沿線だと思いますが、住所としては水原丸山3の1番地というふうに伺っております。
- ○議長(岡本 勇君)岩田税務課長が補足します。
- ○税務課長(岩田恵一君) 補足をいたします。

場所につきましては、当事業につきましては水原の交差点ですね。遠方瑞穂線の交差点から福知山方面へ行きまして、旧の水原の公民館がございます。あそこのもう少し先へ行きますと歩道が少し拡幅できた部分があるんですけれども、そこまでの区間、ちょっと延長的に私も忘れたんですけれども、その間にちょうど財産区さんの土地につきましては、ちょうどバス停があるんですけれども、旧の丸山食堂さんですかね。あの前あたりの、ちょうどのり面ぐらいになるんですけれども、その土地の部分でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号、平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のと おり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第72号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算 (第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第29、議案第72号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂 病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回、医師の増員、看護師の2人の増員というように説明があったと思うんですが、聞きますと、看護師も臨時という方も退職されたということで、不足をしておるんだというふうなことも聞いたわけでございますが、説明でもそういったことがあったと思うんですが、具体的には募集もされておるようでございますけれども、それはあくまでも臨時というようなパート的なことの募集なのか。正職員として看護師を募集するということなのか。また、募集の方法はどのようにされているのか、ひとつ伺っておきたいというのが一つ。

それから、医師を確保といいますか、増やしてということなんですが、病院の運営というのは非常に厳しい。特に自治体病院やベッド数の中間といいますか、そういう病院ほど、民間も含めて厳しいというようなこともよく聞いておるわけでございますが、その中で後発品の薬のこと、前、和知の診療所の会計のときに聞いたんですが、瑞穂病院の場合はどの程度、後発品を使っておられるのかということもあわせて伺っておきたいと思います。

- ○議長(岡本 勇君) 上田地域医療課長。
- ○地域医療課長(上田 進君) 看護師不足につきまして、それの具体的な採用方法でございますけれども、これは今後になりますけれども、正職員という形になろうかというふうに思います。

それから、後発薬品でございますけれども、これも和知のときに申し上げましたように、 病院の方から3%程度というようなことを伺っておるところでございます。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、後発品の関係、 運営上、経営上も非常に大きな薬剤の関係で占めると思うんですが、今言いましたように 3%程度やという話やったんですが、いろいろ聞いておりますと、医師と薬剤会社といいま すか、そういう関係は古くからインターンのときからになりますか、非常になかなか関係が 深いようですね。だから、なかなかその後発品に切りかえるというのが非常に難しいといい ますか、そういうふうなことも聞きました。そういう面では医師の協力が当然必要なわけで すから医局会議の中で、相当そういうものを町としても決意を持って対応していただくとい うことをしなければ、なかなかその後発品が増えていくというか、ならないんじゃないかと。 例えば1割とか2割とかという目標もしっかり持って、どれとどれとは後発品でいけるん だと。慢性の患者なんかであれば、そういう後発品でも十分だということも聞いているわけ でございますし、やはりそういう努力をもっと医局もしていただくということも、これ非常 に大事やと思いますので、ひとつその辺の対応について、町長としての見解を伺っておきた いなあと思います。
- ○議長(岡本 勇君) 松原町長。
- ○町長(松原茂樹君) ジェネリックの関係でございますが、当然のことながら患者の思いもあるわけですし、また、その薬の内容等の十分な説明も必要であろうというふうに思います。そうした中で後発品で十分対応可能な部分もあろうかというふうに思いますので、こうしたことについて十分これからの医療体制、守っていく上におきましても、お互いの負担が軽減されるということは非常に大事なことであろうというふうに思いますし、そうした方向で内部の検討をさらに進めていくように、病院側にも指示をしたいというふうに思います。
- ○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号、平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第1号)、 原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、認定第1号~日程第63、認定第34号まで》

○議長(岡本 勇君) 日程第30、認定第1号、平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第63、認定第34号、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定についてまで一括議題といたします。

本34件について決算特別委員長の報告を求めます。

畠中委員長。

○決算特別委員長(畠中 勉君) 去る6月13日の本会議において決算特別委員会に付託されました34件の平成17年度丹波町・瑞穂町・和知町一般会計、特別会計及び丹波町・瑞穂町水道事業組合会計、瑞穂病院事業決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、6月20日、21日の両日、いずれも午前9時から開催いたしました。 6月20日は、丹波町・瑞穂町一般会計、特別会計及び瑞穂病院事業決算、6月21日は、 和知町一般会計、特別会計及び丹波町・瑞穂町水道事業組合会計決算の審査を行いました。

一般会計につきましては歳入と歳出に分割し、特別会計は歳入歳出一括審議し、採択をいたしました。それぞれ審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意でございますが、議長を除く全議員で特別委員会が設置され、また、議事録も作成されていますので省略させていただきます。

審査の結果につきましては、6月21日に議長あてに提出しておりますお手元に配布の委員会審査報告書の写しのとおりであります。認定第1号から認定第34号までの34件について、いずれも原案どおり認定されましたので報告させていただきます。

○議長(岡本 勇君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

認定第1号、平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。 3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、認定第1号、平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の 認定について、反対の立場から討論を行います。

3町合併が決まりましたが、私たち日本共産党は、一貫して財政上の問題や住民の暮らしの面から十分検討をし、拙速を避けて、住民の意思に従うという方向を展開するよう主張をしてまいりました。

そうしたもとでの17年度丹波町一般会計歳入歳出決算で、指摘しなければならないのが町税の不納欠損のやり方であります。15年度は929万円、16年度は1,350万円の不納欠損をいたしておりましたが、合併直前の17年度は、過去と比べ3倍にもなる3,50万円もの多額の未収金を処理いたしました。決算認定が確定する時期には、自分はいないとわかっていながらの今回の処置は、責任者はおられませんけれども住民の納得を得られるものではなく、責任は重大であります。また、電算統合や庁舎改修など、合併に向けた費用は約1億7,000万円必要となりました。

先行取得用地活用対策基金積み立て3億円は、町がバブル最盛期に土地開発公社に肩がわりをさせて、「住宅用地」などの名目で購入した土地が事業化できず塩漬けとなり、町財政を圧迫しております。この処理のための費用3億円を基金として確保するものでありますが、これも合併を意識したお金の使い方であり賛成できません。全体像を公表し、筆ごとの活用方法を計画することこそ重要であります。

鳥インフルエンザ基金3,000万円も国・府が処理すべきであり、多額の費用を投入する問題ではありません。また、堆肥センター整備工事では、契約よりも約2,121万円も 事業費がオーバーいたしました。地方自治法にも違反する公金支出が行われました。

都市公園事業は、住民要望から出発したものではありませんし、維持管理費も町が管理するのであれば裏づけも示して明確にすべきであります。また、合併後、新町で住民からアンケートなども集め、再検討すべき事業であります。

畑川ダム建設は、下山、水原の新規水源ができまして、水は十分確保できている状況です。 以上、これらの施策は、住民の暮らしを支援する立場に立たず、合併を優先した町政執行 や地方自治法から外れた財務処理など認めるわけにはいきません。

子供の医療費無料化措置も旧丹波町では小学校入学前まででありますし、京都交通バスの 廃止により一切の足の確保がなくなりました地域も放置するなど、住民の暮らしに対する配 慮は行われませんでした。

以上、問題点を指摘いたしまして反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 16番、野口君。
- ○16番(野口久之君) 認定第1号、平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算について、 私は賛成の立場から討論いたします。

平成17年度丹波町一般会計予算は、平成17年10月の合併を前にした骨格的な通常予算として財政の健全性の確保に留意しながら、継続的な事業に重点を置くとともに、庁舎改修や電算統合などの合併による新町への速やかな移行及び新町での財政負担の軽減を図る基

金の積み立てなどを主なものとして編成されたものであります。

継続的な重点事業の推進につきましては、台風23号による災害復旧事業に1億2,743万円をはじめ、水資源対策としての統合水道事業や畑川ダム関連事業に8,432万円、農林業基盤の整備には1億7,478万円の執行がなされております。合併に関する経費では2億780万円のうち執行は1,190万円となっておりますが、3町で業務を分担し、一致協力して、その準備作業を整え、合併時は大きな混乱もなく移行することができたところであります。

旧丹波町の大きな課題でありました土地開発公社、先行取得用地に関しましては、所要一般財源の確保を図るため3億円の基金を積み立てるとともに、鳥インフルエンザの諸課題に対処するため2,000万円の基金を積み立て、新町に引き継がれております。新町での財政負担の軽減のため有効な活用を期待するものであります。

また、決算特別委員会で議論のありました町税の不納欠損処分につきましては、厳しい財政情勢を反映し、企業の大口滞納や滞納額の累増など厳しい収納環境であると存じます。職員による一斉徴収や夜間窓口の開設など、税の負担の公平性を確保する観点から努力を重ねていただいておりますが、なお一層の納税意識の高揚と厳正・適正な法的手段を講じていただき、負担の公平性が担保されるようお願い申し上げます。

今回の決算は、10月10日までの打ち切り決算であり、財政指標も明らかでなく、すべての決算について検証することができませんが、その後の京丹波町において引き継がれた事業も含め、住民福祉の向上と社会資本の整備を図る諸事業が、これからの京丹波町の社会基盤として有効に活用されることを期待し、私の賛成討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) 私は、提案になっております認定第1号、平成17年度丹波町一般 会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

その最大の問題というのは不納欠損処分の問題であります。

平成17年度決算、前横山町長の政治姿勢が大きく問われたものであったと考えます。町税で不納欠損として上げられております3,578万8,783円、国民健康保険の事業の特別会計では3,254万6,179円、合わせて6,833万4,962円もの多額の不納欠損処分が執行されております。町長会での協議もされたと、こういう説明もありましたが、納得できるものではありません。

もちろん、住民の失業や災害、破産など、やむを得ない事情で払えなくなることから、未納や未収が起こることは当然であります。その場合には実態に合った減免、また、免除の措

置を講ずるなどの対応が必要であります。そうして一定の時期に不納欠損の処理が当然行われるべきものであるということも理解ができるわけであります。

しかし、税の公平な負担からも不納欠損処理には厳格に行われるべきであります。法的に期限が来ているかなどと単純に判断するものではありません。相手との面談はもちろん、説明や説得なども行いながら、最高責任者として一件一件を判断すべきであります。今回の処分は合併直前に行われたもので、まさしく半年間の部分でありますが、この処分を決定した責任者も存在をしない中で決算認定が行われました。こういう方法、こんなやり方、まじめに納税をしている住民が納得できないことを申し上げ、また、前町長の責任と政治姿勢を厳しく指摘をして反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結します。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号、平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のと おり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第2号、平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、認定第2号、平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会 歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成17年度の国保税は、被保険者の世帯に係る平等割が1万6,000円から2万円に、均等割が1万7,500円から2万1,500円に大幅な引き上げとなりました。基金を約7,000万円繰り入れしても国保税が厳しいということで大幅な引き上げがされました。不況の中、住民の負担増はどうしても避けたいという決意があれば、値上げをストップできることはできます。また、一般会計と同様に国保税の未収金についても平成15年度は343万円、16年度は1,322万円の不納欠損処理、こういう状況から17年度は3,300万円と、これも大幅な処理が行われております。一定、基準に従い処理を行うことはできますが、合併直前に、なぜこのように、これまで行ったこともないような多額の不納欠損処理をするのか、その理由を住民にわかるように説明すべきであります。今回のように、これ

までの税に対する考え方とは信じられないような処理をしておいて、責任者が認定に付すべき場にいない、こんなことができるのが合併であるということも指摘をして、反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 14番、吉田君。
- ○14番(吉田 忍君) 私は、認定第2号、平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

さて、このたびの決算は、町合併に伴い半年間余りの打ち切り決算となったところであります。ご案内のとおり、国民健康保険制度は国民皆保険の根底を支えるものでありますが、近年の老人医療費の高騰に伴う拠出金の増、長期不況による低所得者の増やリストラによる社会保険からの受け入れ増など財政基盤が圧迫され、非常に厳しい事業運営を余儀なくされております。

このような中での決算ではありますが、法令等現行制度を遵守し、住民の医療費保障を行う上での適正な予算執行と評価するものであります。なお、保険税の滞納繰越分において、総額で3,250万円余り不納欠損処理が行われておりますが、内容は差し押さえ等の強制執行できる財産や収入がない状況の者及び転出等で居所不明のままの者で、5年以上経過した平成11年度以前分93人分とされております。根拠は、地方税法第18条の規定による時効消滅であり、徴収事務での長年にわたる面談や調査・追跡の結果であることも含め、やむを得ないものであると判断いたします。

新町において、旧町国保は継承・継続されるところでありますが、被保険者の負担と給付の公平性を図るとともに、長期安定化及び健全化のため、引き続き医療費の適正化等による拠出の抑制と保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号、平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第3号、平成17年度丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号、平成17年度丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第4号、平成17年度丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号、平成17年度丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定しました。

お諮りします。今、認定の最中でございますけれども、時間が到底定時の5時で終わることが不可能でございます。このまま延長したいと思うんですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) それでは、休憩を入れずでもよろしいですね。

それでは、ちょっと切りのいいところで休憩させていただきます。

次に、認定第5号、平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、認定第5号、平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

旧丹波町では、下水道使用料は月3,780円であります。ところが、未使用の場合、維持費として半額の1,890円を徴収しています。使用料金は、使用した場合に支払うべきものであり、使っていないのに半額負担に根拠はありません。事業に同意する中で加入金の分担金は負担をしております。地方自治はあくまで住民生活を守るためのものであって、現在、町が徴収しております下水道未使用者への料金半額負担は、極めて不公平なものであります。未利用への適切な支援こそ優先すべきであり、使用していないところから料金を徴収するのは、ただちに廃止すべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 7番、今西君。
- ○7番(今西孝司君) 私は、平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

旧丹波町における下水道事業は、平成13年度に計画区域すべての供用を開始され、管理の時代を迎えていると言われている中、平成17年度に着手された農業集落排水事業の「須知処理場機能強化事業」も場内整備を合併後新町に引き継ぎ完成を見たところであります。

また、公共下水道事業においては、下山グリーンハイツの供用開始に向け、「再評価業務」、「変更認可業務」の実施により認可を取り、平成18年度から実施計画を行い、工事着手に向けて着々と進められております。

公債費につきましても2億3,200万円余りで、歳出合計3億8,700万円の60% となっておりますが、起債償還のピークを過ぎ、対前年度比は減額となっております。また、 資本費平準化債を有効に利用され、一般会計からの繰入金を最小限に抑えられております。

今後は、維持管理費のコスト削減も考慮しながら適正な維持管理を実施いただくとともに、個別処理区域の浄化槽の設置について、旧瑞穂町で実施されていた浄化槽市町村整備事業等を利用され、水洗化の推進に努力され、集落内農業用排水路の水質保全並びに集落環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全を行い、快適な生活環境の整備が実現できるよう努力いただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) これをもって討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号、平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員

長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第6号、平成17年度丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての 討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号、平成17年度丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第7号、平成17年度丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号、平成17年度丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算認定について、 委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第8号、平成17年度丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号、平成17年度丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第9号、平成17年度丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号、平成17年度丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時10分からといたします。

休憩 午後 4時55分 再開 午後 5時10分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、1番、西山君。

- ○1番(西山和樹君) 最後の採決をしていただくときは、もう数が多いことですので、以降、 挙手でひとつ採決していただきたいと思います。
- ○議長(岡本 勇君) ただいま、西山議員の方から申し出がありましたが、いかがさせていただきましょう。本来、決算ですので起立なんですが、皆さんの同意を得れば、今の西山議

員さんの挙手採決とさせていただきますけど。

大変、最初の元気と、だんだん議案が進むごとにお疲れのようでございますので、それでは、挙手とさせていただきます。

次に、認定第10号、平成17年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を 行います。

最初に原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま提案されております認定第10号、平成17年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

今回の決算は合併までの決算でありまして、事業も新町への継続が中心であります。

当初予算でも指摘をしてまいりましたが、財源の厳しさを理由に合併を進める一方で、年々増えている丹波町・瑞穂町の水道事業組合への負担金、そして、1億6,780万円の合併推進負担金は、丹波町の庁舎整備に4,500万円、和知町の電算統合に5,840万円、瑞穂町の例規集、ホームページ等に900万円の合計を3等分したものでありますが、財政規模に応じた配分の負担にすべきであります。

また、水道事業組合への負担金、そして、これまでに指摘をしてきた人口過大による事業 計画や事業費の見直し精査が行われていないことを指摘して、反対の討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 12番、山内君。
- ○12番(山内武夫君) それでは、私は、平成17年度の瑞穂町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論を行います。

平成17年度は合併という大きな改革を目前にしまして、第3次の瑞穂町総合新基本計画に沿ったまちづくりの最終章として、これまでの生活、福祉重点のまちづくり、住民本位、住民参加のまちづくりを基調にしながら、一般会計総額43億1,000万円の予算をもって事業が進められました。4月から10月までの実質6カ月間という短い期間ではありましたが、完成しました瑞穂病院の円滑な滑り出しができたこと、CATVの設備充実により地上波デジタル放送が視聴可能となったこと、若者定住のための三ノ宮住宅団地が完成し、居住可能となったことなど、新しい動きが目に見える形となってあらわれております。

また、従前からの子育て環境の充実についても配慮がなされるとともに、町道等の修繕や 災害復旧などの対応にも努力が見られるなど、まちづくり計画の着実な推進と住民生活を優 先した予算執行がなされていると存じます。

今後、京丹波町においては、新町まちづくり計画をもとにして、新たな総合計画が作成さ

れようとしているところですが、やはりその主軸には生活や福祉重点のまちづくり、住民本位、住民参加のまちづくりに置き、現実的かつ財源面での担保のある計画が策定されることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) これで討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号、平成17年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成17年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号、平成17年度瑞穂国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第12号、平成17年度瑞穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号、平成17年度瑞穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員

長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第13号、平成17年度瑞穂町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号、平成17年度瑞穂町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第14号、平成17年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第14号、平成17年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第15号、平成17年度瑞穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第15号、平成17年度瑞穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第16号、平成17年度瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第16号、平成17年度瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第17号、平成17年度瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第17号、平成17年度瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第17号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第18号、平成17年度瑞穂町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第18号、平成17年度瑞穂町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第18号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第19号、平成17年度瑞穂町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第19号、平成17年度瑞穂町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第19号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第20号、平成17年度瑞穂町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第20号、平成17年度瑞穂町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、 委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第20号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第21号、平成17年度瑞穂町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第21号、平成17年度瑞穂町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第21号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第22号、平成17年度和知町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を 行います。

最初に、原案反対者の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております認定第22号、平成17年度和知町 一般会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

平成17年度は合併を目前に控えた予算でありましたが、3町合併に向けた準備経費も含まれているため、前年比で11%余りの伸びの予算となっていました。今回の決算では合併までの6カ月余りの決算でありますが、次の点を指摘するものであります。

第1には、歳計外現金運用収入でありますが、歴代の収入役がいざというときを考えて預金をされていたということでありますが、これはまさしく二重帳簿であり、絶対にあってはならないことであります。地方自治法の210条では「総計予算主義の原則として、一会計

年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と定めています。いざというときであれば、基金にしておくべきであります。本来は住民のために使われるべきであり、合併直前に明らかにすることは、二重にも三重にも住民への裏切りであります。予算は住民のものとして、住民のためにつくられるという原則からしても、歴代の収入役の責任は逃れられません。厳しく指摘するものであります。

また、平成17年度は合併年度であることから継続事業が中心でありますが、合併に向けた事業の見直し、整理を行うことが当然でありますが、合併しなければ財政がやっていけない、こういった理由を住民には盛んに説明をしてまいりました。しかし、具体的な大型事業の見直しは不十分であることを指摘するものであります。

最後に、この和知町一般会計歳入歳出決算審査で、この予算を執行した責任者から「ふるさと祭りなどの実施をした事業の効果はなかった」との答弁は、余りにも無責任な発言であり、現在は助役という立場の違いがあるにしろ、当時は最高責任者として予算執行をされてきたものであります。町広報などにも掲載し、その内容も内外に知らせて、町の一つのイベントとして取り組んできた行事でありました。こうした旧町での取り組みを否定されることは、和知大好き祭りなどの、そういったイベントなどについてもどうであったのかということが問われるわけであります。こういったものに対して町からの支援が当然されているわけであります。

これまで携わってきた町民はもちろん、予算を議決した議会は何であったのか。余りにも 軽率な発言であります。もちろん内容の見直しや改善すべき点は多くあると思いますが、和 知町の長い歴史の中で、町民が長年努力してつくり上げてきた町への思いや努力をも否定す る発言であること、また、責任者として執行してきた予算を自らが行政効果がなかったと表 明された、平成17年度和知町一般会計歳入歳出決算をだれが賛成するのでしょうか。賛成 できないことを指摘し、反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 次に、原案賛成者の発言を許可します。
 - 11番、藤田君。
- ○11番(藤田正夫君) それでは、認定第22号、平成17年度和知町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

平成17年度は、10月に合併を控えて6カ月余りの期間となり、打ち切り決算となったところであります。

昨年2月、合併関連議案が議決されて以降、合併一色の形で行政は進められてきたように 見受けられますが、その中にあって合併に向けた準備経費が計上され執行されました。また、 平成16年秋の台風による被害に対しましても、前年度からの繰越事業も含め早期復旧に努力されたところであります。

そのほか総務費では、和知町独自の制度として、地域コミュニティ事業に対する自治振興補助金も8件313万9,000円を執行し、地域の環境整備や集落の活性化を図り、地域の発展に寄与する住民本位の行政を推進されました。その他活性化対策として、仏主水車小屋新築事業に534万7,000円余り、また、町制50周年記念事業に関連事業を含め219万円余りを執行されました。

農林水産業費では、野菜等経営安定対策、有害鳥獣防除設置事業、農業機械の導入、林道開設、公有林整備事業など農林業振興に投資されたところですが、農林業従事者の高齢化に伴い、農林業の将来に不安が持たれる今日、新規就農等担い手対策に今後とも取り組まれることを期待いたします。

土木費では、木ノ上団地の住宅6戸、集会所1棟を建設され、若者定住につながることを 期待しております。また大迫上乙見線道路改良工事を推進されたところです。このように一 例を挙げましても17年度事業計画に基づき着実に執行されたことは高く評価いたします。

次に、歳入面におきましては、自主財源が乏しい中、地方交付税をはじめ、国・府の支出 金に頼らざるを得ない厳しい財政状況の中で報償費や交際費等の歳出節減に努められる一方 で、歳計外現金ほか運用収入を繰り入れるなど、自主財源の確保に努力されたことに感謝と 敬意を表するものであります。

合併により京丹波町となりましたが、財政状況の好転をすぐに期待はできません。行政課題が山積している中、住みよいまちづくりに向けて、松原町長をはじめ、理事者、全職員のご活躍を心からご期待申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) これで討論を終結します。

これより認定第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第22号、平成17年度和知町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第22号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第23号、平成17年度和知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。 討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第23号、平成17年度和知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第23号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第24号、平成17年度和知町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の 認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第24号、平成17年度和知町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第24号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第25号、平成17年度和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第25号、平成17年度和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出決算の認 定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。 (全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第25号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第26号、平成17年度和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第26号、平成17年度和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第26号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第27号、平成17年度和知町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第27号、平成17年度和知町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第27号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第28号、平成17年度和知町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第28号、平成17年度和知町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第28号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第29号、平成17年度和知町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております認定第29号、平成17年度和知町 農業集落排水事業特別会計決算について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに指摘をしたいのは、農業集落排水事業では、供用開始後3年を経過すれば、管理費として使用料の1口分が徴収をされていることであります。事業が実施をされるときに対象となる各戸から工事の同意書が取られるわけであります。集落では、工事の同意書に印鑑をつかなければ、地域でどういう状況、立場になるか、おのずと明らかであります。そういう中で同意をしているわけでありますから、管理費を納入するのは当たり前との考え方は、官僚的で上から物を見る立場ではないでしょうか。

住民は、下排水事業が行われるのに農業集落排水事業を選ぶのか、合併浄化槽を選ぶのかの選択の余地はないのであります。行政が一方的にこの地域では、この事業として選択し進めているわけであります。もちろん、町内全体にどう取り組むかの立場からでありますが、住民の中には高齢者世帯、財政的な面から実施できないなど、いろんな事情があります。もちろん、分担金の高額なことも一つの要因とも考えます。今の生活状況よりも清潔で快適な生活ができるわけでありますから、できれば早く水洗化をしたいと考えるのが当然であります。町内で合併浄化槽の地域は関係なく、たまたま農業集落排水事業の地域になったために、水洗化工事で未使用でも管理費を支払わなければなりません。こういったやり方は、一刻も早く中止すべきこと、また、条例を見ましても、その中に維持費の徴収規定がない、これも指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第29号、平成17年度和知町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第29号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第30号、平成17年度和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定 についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第30号、平成17年度和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、認定第30号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第31号、平成17年度和知町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての計論を行います。

討論はありませんか。

- ○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。
- ○10番(山田 均君) ただいま上程になっております認定第31号、平成17年度和知町 土地取得特別会計決算について、反対の立場から討論を行います。

この会計は、先行取得をした土地の償還利子を計上しているわけですが、平成17年度は京都縦貫自動車道関連事業償還利子と山野草の新生園用地取得事業償還利子144万4,992円が支出されております。土地開発公社で先行取得をした土地は、5年以内に買い戻すことになっております。目的に沿って実行できない原因やそのときの計画性などを明確にし、責任を明らかにすべきであります。責任をあいまいにし、失政のツケを住民負担で処理する方法は納得できませんし、住民の合意が得られないことを申し上げて、反対討論といたしま

す。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第31号、平成17年度和知町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員 長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第31号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第32号、平成17年度和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております認定第32号、平成17年度和知町 宅地等開発事業特別会計決算について、反対の立場から討論を行います。

この会計は、大倉ヒヨ谷開発事業償還利子分103万7,656円が支出されております。 もともとこの計画には無理があったと考えます。土地開発公社で先行取得した土地は、5年 以内に買い戻すことになっております。初めからその目的に沿って実行できないことは明ら かでありました。開発優先のまちづくりが破綻すればどんな事態になるのかを如実に示して いると思います。計画性や責任を明らかにすべきです。責任をあいまいにし、失政のツケを 住民負担で処理する方法は納得できませんし、住民の合意が得られないことを申し上げ、反 対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第32号、平成17年度和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第32号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第33号、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番(東まさ子君) それでは、ただいまから平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会 計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成9年6月に結成された丹波町・瑞穂町水道事業組合は3町合併で解散となり、10月 11日から水道課になり運営されることになります。

水道事業組合が8年間に投じてきた事業費は105億円に達し、水原と質美川に二つの水源が完成し、既存水源と合わせて9,100トンの水確保ができました。また、長い間、新興団地の皆さんが要望されてきた町水道による給水問題は、水道審議会に諮問されていた「未給水地域への給水に関する事項」についての答申が行われ、これまで全造成区画の70%の土地所有者の同意が必要としてきたのを、「造成区画をさらに細分化し、そのうち50%以上の土地所有者の同意があれば給水工事にかかる」ということになり、具体化の方向が示されました。

ダム建設を含む統合水道事業計画は、人口を1万9,000人と予定し、さらに、企業、事業所への給水を4,000トン必要と見込む事業計画であります。このような過大な事業予測による畑川ダム建設が行われ、予想した人口が増えなければ、投入してきた費用は、そのツケとして水道料金値上げなどになり、町民の負担となってくることとが予想されます。今後の水道料金は現況を大きく変更することはないと答弁がありますが、その裏づけとなるのは、事業計画のとおりの人口や水需要が増えることが前提となります。

今、優先すべきは未給水地域への給水を行うことであり、財政や町民の暮らしが厳しいと きに、過大な水需要を見込むダム建設は見直すべきであり、以上のことを指摘いたしまして 反対討論といたします。

- ○議長(岡本 勇君) 7番、今西君。
- ○7番(今西孝司君) 私は、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の 認定について、賛成の立場で討論を行い、議員の皆様の賛同をお願いするものであります。 このたびの決算は、町合併に伴う半年間余りの打ち切り決算となったものでありますが、 住民のライフラインにかかわる重要な決算であることは確かであります。

現在の未給水団地の箇所数でありますが、旧丹波町域で8団地、旧瑞穂町域で11団地となっており、約8,000区画への給水が必要と伺っているところであります。また、過去において水の確保ができないことにより企業誘致が失敗に終わったという現実を聞かされま

すと、分水嶺地域に位置する旧丹波町、瑞穂町にとって、水の確保がいかに大切であるかと 思い知らせれる思いがいたします。

こうした中で歳出面におきましては、水道事業(丹波、瑞穂地区)の統合整備事業において新田配水池の用地買収を行い、造成工事に着手されるとともに配水管の埋設工事に着手されています。また、長年にわたり苦労をされてきた未給水団地の給水計画についても、それぞれの団地の状況を把握しつつ順次管網設計を行い、配水管の整備に着手する計画が積極的に取り組んでおられます。また、台風23号で被災を受けた瑞穂中央簡易水道第2取水井の復旧工事につきましても、適切な仮復旧を行うとともに本年度工事を実施され、町民に安全で安心な水の供給のためご努力をされております。

収入面におきましては、厳しい財源の中で国庫補助金・府支出金を有効に利用され、不足する部分においては、基金や有利な地方債を活用し、努力されております。なお、未給水地域・団地も多く、多くの住民が給水を要望されているとともに、若者の都会への流出の歯どめとなるべき企業誘致のためにも水の確保は欠かせませんので、現在、京都府において実施されております畑川ダムの建設を推進され、一日も早く未給水地域の解消を目指し、安全で安定した水の供給が実現できるようご努力いただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第33号、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第33号は、委員長報告のとおり認定しました。

次に、認定第34号、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の 認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております議案第34号、平成17年度丹波 町・瑞穂町水道事業組合特別会計決算について、反対の立場から討論を行います。

この会計は、グリーンハイツ簡易水道にかかわる水道使用料や加入分担金の納入受け入れ、

また、維持修繕や施設管理などを行う会計であります。平成17年度特別会計の当初の分担金及び負担金額が本会計の大部分を占め、予算額は3,503万5,000円でありました。決算では600万円で、対予算額の17.12%の収入となっております。年度途中とはいえ、見込み違いは大き過ぎるわけであります。予算は見込める収入を計上し歳出に充てるものでありますが、余りにも違いが大き過ぎます。

説明を聞きますと、なおさらであります。協議し合意をされた時点で減額補正をするのが 当然であります。現在、責任者は既におられませんが、責任は重大であります。余りにも収 入済み額と予算額との差が大き過ぎます。どんな見込みをされていたのか、どう住民に説明 をされるのか。どんな理由があるにしても、責任者の怠慢も甚だしいことを厳しく指摘して、 反対討論といたします。

○議長(岡本 勇君) 討論を終結します。

これより認定第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第34号、平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 举手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、認定第34号は、委員長報告のとおり認定しました。

《日程第64、議員派遣》

○議長(岡本 勇君) 日程第64、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣 することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決しました。

当日等々につきましての時間等につきましては、後日、事務局より連絡をされます。

《日程第65、閉会中の継続審査について》

○議長(岡本 勇君) 日程第65、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

産業建設常任委員会から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

《日程66、閉会中の継続調査について》

○議長(岡本 勇君) 日程第66、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。 以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって、本日の会議を閉じ、平成18年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会 といたします。

閉会 午後 6時00分